

福祉輸送に係る取扱規定集

(運営協議会設置事例 等)

正 誤 表

平成17年2月22日現在

○福祉輸送に係る取扱規定集

誤		正	
P.81	神奈川県【福祉】	(045)210-4630	(045)210-4638
P.81	神奈川県【過疎】	(045)210-6171	(045)210-6182

はじめに

我が国の人口の高齢化の進行は著しく、これに伴い、要介護者など外出・移動することが困難な人々も急速に増加しています。

これらの人々の移動を容易にし、より豊かな生活を実現するため、輸送手段の整備は喫緊の課題です。

このため、鉄道やバスなどの交通機関のバリアフリー化が進められていますが、自動車によりドア・ツー・ドアで移動するための個別輸送手段の確保も不可欠です。

こうした観点から今般、自動車を使用した福祉・介護輸送の道路運送法上の取扱いが厚生労働省とも協議のうえ整理され、これに基づいて制度の枠組みが定められました。

本資料においては、これらに関する規定等を取りまとめ、関係者の皆様の参考に供することとしました。

今後、残された課題についても関係者の方々と議論を深め、検討を進めてまいりたいと考えております。

平成16年4月

国土交通省 自動車交通局 旅客課

目 次

◎ 規 定 集

○ 介護輸送に係る法的取り扱いについて	1
○ 「介護輸送に係る法的取り扱いについて」に関する意見募集に 対して寄せられたご意見について	5
○ NPO等による有償運送の全国実施	9
○ 福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項 による許可の取扱いについて	10
○ 福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項 による許可の取扱いに係る様式例等	18
○ 福祉有償運送等に係る運営協議会の設置等について	28
○ 福祉・介護輸送についての事業許可等の取扱い	29
○ 患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車 運送事業の許可等の取扱いについて	30
○ 患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車 運送事業の許可等の取扱いに係る様式例等	35
○ 平成16年3月16日付け、国自旅第241号通達の解釈等について	43
○ 特定旅客自動車運送事業の許可要件の明確化について	45
○ 取扱い方針の概要	47
○ 想定問答	48
○ 道路運送法の事業区分	62

◎ 運営協議会設置事例

○ 運営協議会設置事例等について	63
○ 運営協議会設置事例	64
○ 各都道府県運営協議会設置状況	80
○ 各都道府県担当窓口一覧表	81
○ 地方運輸局・運輸支局担当窓口	82

介護輸送に係る法的取扱いについて

平成 1 6 年 3 月
厚生労働省 老健局 振興課
国土交通省 自動車交通局 旅客課

1. 経過

標記については、平成15年9月に閣議報告された「全国規模の規制改革要望への対応方針」において、平成15年度中を目途に一定の方向性を見出すこととされている。

今般、厚生労働省と国土交通省の間において、「一定の方向性」についておおむね共通の理解が得られたため、「中間整理案」としてホームページ等において公表し、共同でパブリックコメントに付し意見を募集したところであります。

寄せられた意見を踏まえ、介護輸送に係る取扱いの方針を次のとおり定めたのでお知らせいたします。

2. 取扱い方針の概要

(1) 訪問介護

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ② NPO等の非営利法人は、一定の手続、条件の下で、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合についても、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ④ 一定の準備期間の後、訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可を求めることとし、無許可で輸送を行う事業者については、介護報酬の対象としないものとする。

(2) 施設介護

施設介護事業者が行う要介護者等の送迎輸送については、自家輸送であることを明確化するとともに、輸送安全の向上の観点から、運行管理体制の確保、送迎輸送の外部委託化等を促進する。

(3) 重点指導期間

上記の実施に当たっては、一定の重点指導期間を設け、業務適正化、許可取得等に向けた重点指導、啓発を図る。

<中間整理>

介護サービス事業者が公的介護保険の適用を受ける介護サービス（以下「介護保険サービス」という。）と連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービスに係る今後の取扱いについて、厚生労働省及び国土交通省は、

- － 現在、要介護者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に係るSTS（スペシャル・トランスポート・サービス。要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）による移動が、タクシー等の公共交通機関のみによっては、必ずしも十分に提供されていない状況にあること、
- － 一方、これらの移動制約者に係るSTSによる移動の提供に要する費用の社会的な負担のあり方については、いまだ社会的に議論が成熟していない状況にあること。公的介護保険制度においても、STSに係る運賃については、原則として介護報酬の評価の対象としていないこと、
- － こうした状況において、これらの移動制約者に係るSTSが、タクシー事業者等のほか、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、ボランティア等多様な担い手によって現に提供されている状況にあること、

を十分認識しつつ、それゆえ、

- － これらの移動制約者に係るSTSによる輸送サービスが適切に提供されるため、現に提供されている輸送サービス、特に介護サービス事業者が介護保険サービスと連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービスについて、その実態を十分踏まえつつ、法的な位置付けの明確化を早急に図る必要がある、
- － その際、タクシー事業者等以外の担い手による輸送サービスについては、輸送中の旅客の安全確保、利用者の保護等の観点から“安全で安心して利用できるSTS”を目指すとともに、その方策については、現に行われているSTSを過度に萎縮させ、利用者利便に影響することがないように配慮していく必要がある、

との視点に立ち、今後、別紙方針に沿って検討作業を行い、具体的な結論を得たものから逐次実施するものとする。

(別紙)

介護サービス事業者が公的介護サービスと連続的・一体的に行う要介護者に係るSTSの取扱い方針

(訪問介護サービス等の提供に伴うSTSの取扱い)

1. 指定訪問介護事業者等が提供する、通所、通院等のためのSTS（訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行うものに限る。）については、道路運送法の旅客自動車運送事業に該当するものであり、同法による一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を取得することを基本とし、以下の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。
 - － 道路運送法第4条第1項の規定による一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定）の許可の対象として、介護福祉士又は訪問介護員の資格を有する乗務員が要介護者等に限定した輸送を行う場合を追加し、あわせて許可基準を緩和するとともに、運賃に係る認可基準、審査手続を弾力化する。
 - － 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業の許可の対象として、要介護者等であって特定の市町村（保険者）に係る制度的な関連において、継続的な需要に応じるものであって、かつ、指定居宅サービス事業者において会員制等によりあらかじめ旅客の範囲を具体的に明示している場合等が含まれることを明確化する。
 - － NPO等の非営利事業者については、構造改革特別区域における措置として実施され、本年度内に実施する「NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」の全国実施等（セダン型等の一般車両の使用について構造改革特別区域計画の認定を受けた区域において行う措置を含む。）により、道路運送法第80条第1項の許可により対応できることとする。
 - － 道路運送法第80条第1項による自家用自動車有償運送の許可の対象として、指定訪問介護事業者等の介護福祉士又は訪問介護員が、介護保険サービスと連続して自己の車両で当該サービスを利用した要介護者等に対象を限定して輸送サービスを行う場合を追加するとともに、この場合における許可申請は、指定訪問介護事業者等が一括で行うことができるものとする。
 - － 道路運送法による許可（上記の措置によるものを含む。）を得ることなく、指定訪問介護事業者等が、その提供する介護保険サービスと連続して、又は一体としてSTSを提供することは、道路運送法に抵触する違法な行為であること。このことから、当該介護サービスについては、介護報酬の対象としない。

(指定通所介護サービス等の提供に伴うSTSの取扱い)

2. 指定通所介護事業者若しくは指定通所リハビリテーション事業者が、その提供する通所介護サービス若しくは通所リハビリテーションサービスと、指定短期入所サービス事業者が、その提供する短期入所生活介護サービス若しくは短期入所療養介護サービスと、それぞれ一体として行うもっぱら「施設送迎」としてのSTSについては、以下の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

- 送迎加算の取扱いについて引き続き検討するとともに、介護報酬に含まれる送迎加算を受けて要介護者の自宅等との間で行う送迎については、道路運送法が適用されない「自家輸送」として取り扱う。
- 介護サービス事業者において、運行管理等の体制を確保するなど輸送の安全確保を自主的に図るとともに、送迎加算を財源とすること等により、道路運送法による許可を受けた旅客自動車運送事業者への委託を促進する。

(重点指導期間(仮称))

3. 1. 及び2. に掲げる検討により結論が得られた事項を措置するに当たっては、現に道路運送法による許可を取得することなく公的介護サービスと連続して、又は一体としてSTSを行っている介護サービス事業者について、著しく高額な対価を収受しているもの、訪問介護の実態に乏しく実質的にタクシー業務のみを行っているもの等を除き、ただちに介護保険法や道路運送法による行政処分、刑事告発を行うのではなく、一定の重点指導期間を設け、その間においては、業務適正化、許可取得等に係る指導、啓発を重点的に実施する。

(その他)

4. 障害者(児)福祉サービスに係るSTSについても、上記の方針に沿って具体的な取扱いを検討する。

以 上

「介護輸送に係る法的取扱いについて」に関する意見募集に対して寄せられた御意見について

平成 16 年 3 月 16 日
 厚生労働省 老健局 振興課
 電話：03-3595-2889
 国土交通省 自動車交通局 旅客課
 電話：03-5253-8568

介護輸送に係る法的取扱いについて、平成16年2月12日から2月29日まで厚生労働省及び国土交通省のホームページを通じて御意見を募集したところ、厚生労働省には66件、国土交通省には187件、計253件（両省に重複して頂いた意見は、便宜上国土交通省側に集計しています。）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する両省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたのでご報告いたします。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見のうち同趣旨のものは適宜集約して掲載しております。今回御意見をお寄せいただきました方々への御協力に厚く御礼申し上げます。

(意見提出主体の概要)

提出主体	厚生労働省	国土交通省	重複
地方自治体	11	7	0
旅客自動車運送事業者・団体	3	87	3
訪問介護・通所介護事業者	26	16	0
NPO・ボランティア団体	19	32	8
非営利法人（農協、社会福祉法人）	8	4	0
労働組合	2	4	0
その他	10	37	2
合計	79	187	13

今回のパブリックコメントに付した中間整理案に対しまして、皆様方から寄せられた御意見の中には「賛成」とする御意見と「反対」とする御意見が多数ふくまれております。厚生労働省、国土交通省では御意見をご参考として今後の施策に反映してまいりたいと考えます。以下に主な御意見に対して厚生労働省、国土交通省の考え方をお示し致します。

「介護輸送に係る法的取扱いについて」に寄せられた御意見と当省の考え方

項目	御意見	厚生労働省・国土交通省の考え方
<p>(訪問介護サービス等の提供に伴うSTSの取扱い)</p> <p>80条許可の緩和について (訪問介護員等の自己車両を含む)</p>	<p>○ 福祉事業の営業政策が行いやすいよう料金設定等事業者が営みやすい基準設定をすべき。</p> <p>○ 保険適用者で不特定多数の旅客を対象としないことから、指定訪問介護事業者に道路運送法上の許可は必要ないのではないかと。また営利事業者と非営利事業者を区別して扱うのはおかしい。公平に競争すべき。</p> <p>○ 自家用有償運送の許可についても、事故の場合の責任体制等輸送の安全確保に関する措置、二種免許取得の義務付け、実績報告などの審査を義務付けるべき。また対外的に識別できるよう表示についても義務付けるべき。</p>	<p>○ 事業参入を促進するよう現行審査基準によらず最低車両数・運賃設定等の弾力的な取扱いを図ることとします。</p> <p>○ 介護保険の適用を受けて介護サービス事業者が行う要介護者等の輸送については、原則として事業許可を求めることとしていきます。しかしながら公共の福祉の観点から高度の要請が認められる介護輸送については、営利を目的としない非営利法人が低廉な料金で運送を行う場合、法第80条許可によることもができるものとしたところとします。</p> <p>○ 自家用自動車有償運送許可については、輸送の安全と利用者利便の確保を前提として地方公共団体が主宰する運営協議の場において、運転者の要件、損害賠償能力等の要件を満たしているかの判断を行うこととしており、更新時に輸送活動の状況等の報告を求めることとします。</p> <p>また、外部から認識できるように使用自働車に許可を受けた旨の表示を義務付けることとします。</p>

項目	御意見	厚生労働省・国土交通省の考え方
	<p>○ 悪質なNPOも多い中、規制緩和は不正に つながらるのではないか。</p> <p>○ NPO等の輸送については、ボランティア 輸送の現状及び利用者の実態を踏まえ、運 送主体・輸送対象者の限定、二種免許の義 務付け、車両の限定を行わず、活動を萎縮 させないで欲しい。</p> <p>○ 運営協議会は、市区町村で設けられないと きは都道府県単位でも設置可能とし、権 限、構成及び運営はボランティア活動を抑 制、阻害する要因とならないこと。</p> <p>○ 介護報酬を受け、もしくは輸送の対価を収 受している場合は、道路運送法の事業許可</p>	<p>○ 安全確保、利用者利便の面からも許可を 受けたNPO等については、付された条 件が遵守されているか期間更新時の運営 協議の場において検証することとしま す。</p> <p>○ NPO等の福祉輸送については、地域に おける輸送状況を踏まえ、公共交通機関 で賄えない需要に対応するための福祉 目的であり、旅客輸送の安全確保及び利 用者の利益利便の保護を十分図られて いると認められるものについて法80 条による許可を認めることとなるため、 運送主体、対象者、車両等についての要 件を示すこととします。また、使用車両 としてセダン型等一般車両を認める ことについては、新たな特設措置により 実施し検証したうえで判断することと しています。</p> <p>○ 運営協議会の設置については、市町村単 位を基本とするが、地域の実情に応じ て、交通圏、経済圏等を勘案して複数の 市町村又は都道府県が主宰することが できるものとなります。</p> <p>○ 公共の福祉の観点から高度の要請が認 められる介護輸送については、営利を目</p>

厚生労働省・国土交通省の考え方		御意見	項目
<p>的としない非営利法人が低廉な料金で運送を行う場合、法第80条許可によることができるものとしたところです。</p> <p>○ 送迎加算については自己負担額が極めて些少で有償性に乏しいこと、施設と利用者との関係が継続的かつ一体的で内部的なものと考えられることなどから自家輸送と扱うこととしました。なお、一般的に様々な施設送迎のうちどのような輸送形態のものが自家輸送と判断されるか検討することとします。</p> <p>○ 施設送迎を外部委託する場合には、安全性等の観点から、道路運送法による許可を受けた旅客自動車運送事業者に委託を行うことが適切であると考えているところです。</p> <p>○ 重点指導期間については、業務の適正化が速やかに図られること、許可の取得に無理な期間とならないこと、などの観点を踏まえ、今後の実態も見ながら適正な期間を設定することとします。</p>	<p>をとらせるべき。</p> <p>○ 送迎加算を受けている場合は「有償運送」であり、道路運送法上の許可を義務づけるべき。</p> <p>○ 施設送迎を外部委託する場合には、原則として、道路運送法の許可を受けた事業者に対して委託すること。</p> <p>○ 業務適正化、許可取得等に係る指導、啓発を行う重点指導期間は、適切な期間を設定すべきである。</p>	<p>自家輸送と取り扱うことについて</p>	<p>(指定通所介護サービス等の提供に伴うSTSの取扱い)</p>
		<p>外部委託の促進について</p>	<p>(重点指導期間)</p>

NPO等による有償運送の全国実施

福祉輸送
過疎地輸送

(道路運送法第80条第1項の許可要件)

(1) 許可手続等

運輸支局長等は、要件を満たし、かつ、運営協議会の協議を経て地方公共団体から具体的な協力依頼を示して許可申請があった場合に条件を付して許可。

(2) 運営協議会

運送の必要性、条件等について主宰者が判断するために各地域ごとに設置。構成メンバーは、地方公共団体(主宰者)、地方運輸局、関係交通機関の代表、NPO等の代表、利用者代表、等。

(3) 運送主体

NPO法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等を含む非営利法人。

(4) 運送の対象

① 福祉輸送

要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であってあらかじめ会員登録した者。

② 過疎地輸送

地域住民及び地域への通院通学者等であらかじめ会員登録した者。

(5) 使用車両

① 福祉輸送

リフト等の特殊な設備またはリフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。(軽自動車を含む。)

セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める。

② 過疎地輸送

使用車両の制限は特になし

いずれも車体側面に許可車両であることを表示。

(6) 運転者の要件

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合は、一定期間運転免許停止処分のないこと、安全運転・乗降介助等に関する講習の受講等十分な能力及び経験を有していると認められること。

(7) 損害賠償措置

対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険等に加入。

(8) 運送の対価

タクシーの上限運賃の概ね2分の1以下を目安として地域の特性等を勘案して判断

国自旅第240号
平成16年3月16日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）及び交通機関空白の過疎地における有償運送（以下「過疎地有償運送」という。）の可能化については、平成15年4月1日から構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）による構造改革特別区域における措置として実施してきたところであるが、今般、「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」（平成15年9月19日閣議報告）及び「構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針」（平成16年2月20日構造改革特別区域推進本部決定）において、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施するとともに、新たに、構造改革特別区域における措置として、福祉有償運送についてセダン型等の一般の車両の使用を認めることとされたところである。

このため、福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項による許可の取扱いについて下記のとおり定めることとするので、各地方運輸局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添1のとおり通知するとともに、各都道府県交通担当部長あてに別添2のとおり参考までに通知しているので、了知されたい。

記

1. 許可手続

地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民等に係る十分な輸送サービスが確保できないと認めるとともに、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等による、

福祉有償運送又は過疎地有償運送の実施管理のため当該地方公共団体を含む関係者による運営協議会を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えた場合において、NPO等から道路運送法第80条第1項の規定に基づく申請があったときは、運輸支局長（兵庫県にあつては神戸運輸監理部長、沖縄県にあつては陸運事務所長。以下同じ。）は、運営協議の場における協議を経て、2. 以下に掲げる要件を満たしている場合には、速やかに当該条件を付して許可をするものとする。許可に当たっては原則として2年間の期限を付すものとする。

また、許可後において、自家用自動車有償運送許可申請書に記載された事項及び3. (4)③に掲げる事項に変更が生じた場合には、地方公共団体の長及び運輸支局長に遅滞なく報告するものとする。

2. 必要性

地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民等に係る十分な輸送サービスが確保できないと認めることを要するものとする。

この場合において、地方公共団体の区域における交通の状況や運営協議の場における意見のほか、福祉有償運送にあつては要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況等を、また過疎地有償運送にあつては、交通機関空白の状況、住民による輸送ニーズ等をそれぞれ踏まえ、合理的な理由を示して判断が行われることが必要である。

その際、検討に当たり具体的に検討すべき点を例示するとおおむね以下のとおりである。

①福祉有償運送

- ・当該地方公共団体の区域において輸送の対象となる移動制約者の数
- ・当該地方公共団体の区域におけるタクシーによる輸送の状況
- ・当該地方公共団体の区域におけるボランティア輸送の状況 等

②過疎地有償運送

- ・当該地方公共団体の区域において輸送の対象となる住民の数
- ・当該地方公共団体の区域における公共交通機関による輸送の状況
- ・当該地方公共団体の区域におけるボランティア輸送の状況 等

3. 運営協議会

(1) 目的

運営協議会は、福祉有償運送又は過疎地有償運送の必要性並びにこれらを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、設置するものとする。

(2) 主宰者

運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする。この場合において、一の市区町村が主宰することを基本とするが、必要に応じ、交通圏、経済圏等を勘案

して複数の市区町村が共同で主宰し、又は都道府県が主宰することができるものとする。

また、地域における先進的な取組みを行う場合その他必要と認められる場合には、地方運輸局又は運輸支局（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所。以下同じ。）が地方公共団体と共同で主宰することができるものとする。

（３）構成員

運営協議会の構成員は、当該地方公共団体の長又はその指名する職員を含む関係者であることを基本として主宰者が定めるものとする。

なお、標準的なものとして想定される関係者を例示すると、おおむね以下のとおりである。

- ・関係する地方公共団体の長又はその指名する職員
- ・地方運輸局長若しくは運輸支局長又はその指名する職員
- ・公共交通に関する学識経験者
- ・想定される有償運送の利用者の代表
- ・関係する地域の住民の代表
- ・関係する地域のボランティア団体
- ・バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表 等

また、運送主体となるNPO等については、必要に応じて適宜説明を求めることができるものとする。

（４）運営方法等

地方公共団体は、運営協議会の開催に先立って、以下の資料を作成するとともに、十分な時間的余裕をもってあらかじめ参加者に送付するものとする。あわせて、更新の申請に先立って行われる場合には、輸送活動における利用者からの苦情、事故等の状況について運営協議の場に報告するものとする。

- ① 当該地方公共団体の区域における交通の状況及び福祉有償運送にあっては要介護認定を受けている者、身体障害者その他の移動制約者の状況、過疎地有償運送にあっては交通機関空白の状況及び住民の輸送ニーズの状況
- ② 許可を受けようとするNPO等が作成した自家用自動車有償運送許可申請書の案及び地方公共団体の長からの具体的な協力依頼を示す書面
- ③ 許可を受けようとするNPO等が行おうとする自家用自動車有償運送に関し次に掲げる事項について具体的に記した資料
 - ・使用する車両の自動車登録番号及び運転者並びに福祉有償運送にあっては移動制約者に対応した設備又は装置の種別
 - ・普通第二種免許によりがたい場合における十分な能力及び経験に係る事項
 - ・損害賠償措置
 - ・会員数及び運送の対価の額
 - ・運行管理体制及び指揮命令系統
 - ・事故防止についての教育及び指導体制

- ・ 事故時の処理及び責任体制（地方公共団体におけるものを含む。）
 - ・ 使用する車両についての整備管理体制
 - ・ 利用者からの苦情処理に関する体制（地方公共団体におけるものを含む。）
- ④ その他運営協議の場において主宰者が必要と認める資料

構成員による協議が整わない場合においては、主宰者及び主宰者があらかじめ構成員の中から指名した者が協議して決定するところによるものとする。

4. 運送の条件

(1) 運送主体

当該輸送の確保について地方公共団体の長から具体的な協力依頼を受けた、営利を目的としない法人又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であり、福祉有償運送又は過疎地有償運送を行うことが法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないことを要するものとする。

なお、NPOのほか、営利を目的としない法人として想定されるものを例示すると、おおむね以下のとおりである。

- ・ 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号））
- ・ 商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号））
- ・ 商工会（商工会法（昭和35年法律第89号））
- ・ 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号））
- ・ 公益法人（民法（明治29年法律第89号）） 等

地方公共団体の長からの具体的な協力依頼については、依頼の相手方となる法人名、依頼の対象となる有償運送行為を示した書面により行うものとする。

(2) 運送の対象

① 福祉有償運送の対象

福祉有償運送の対象となる旅客は、会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

② 過疎地有償運送の対象

過疎地有償運送の対象となる旅客は、会員として登録された以下に掲げる者及びその同伴者とする。

- ・ 当該地方公共団体の区域内に住所を有する者及びその親族
- ・ 当該地方公共団体の区域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設の利用者

- ・その他当該地方公共団体の区域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者

③運送の形態等

運送の発地又は着地のいずれかが当該地方公共団体の区域内にあることを要するものとする。運送主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・住民等であることの事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

(3) 使用車両

①福祉有償運送の使用車両

福祉有償運送にあつては、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であることを要するものとする。

②使用権原

使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- ・運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。

③車両の表示等

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示することを要するものとする。(別記参照)

運送主体においては、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

(4) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して、十分な能力及び経験を有していると認められることを要するものとする。

この場合において、「当該地域における交通の状況等を考慮して、十分な能力及び経験を有している」かどうかの判断に当たっては、運営協議の場における意見等を踏まえ、合理的な理由を示して判断が行われることが必要である。

その際、検討に当たり具体的に検討すべき点を例示するとおおむね次のとおりであ

る。

- ・申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていないこと
- ・都道府県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・福祉有償運送にあつては、上記のほか、
 - －社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
 - －移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
 - －その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること 等

また、運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。

（5）損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があること。

（6）運送の対価

運送の対価については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであることを要するものとする。

この場合において、「営利に至らない範囲」については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）のおおむね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定めるものとする。

（7）管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要するものとする。

この場合において、上記に適合しているかどうかの判断に当たっては、運営協議の場における意見等を踏まえ、合理的な理由を示して判断が行われることが必要である。

その際、検討に当たり具体的に検討すべき点を例示するとおおむね次のとおりである。

- ・運送主体において、運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。
- ・特に、運転者が自家用自動車を提供し運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接向く場合にあつては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告

が確実に実施できる体制が整っていること

- ・ 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- ・ 運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。
- ・ 地方公共団体、運送主体の双方において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること。
- ・ 地方公共団体、運送主体の双方において、利用者からの苦情に対し適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。
- ・ 地方公共団体、運送主体の双方において、その他有償運送の条件が常時確保されているかどうかについての管理体制が整っており、責任者が明確であること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。

附則

1. 本通知による取扱いは、平成16年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 平成16年3月31日に現に「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第231号)又は「構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第232号)による道路運送法第80条第1項の許可を受けている者は、同日において本通知による道路運送法第80条第1項の許可を受けたものとみなすこととする。
3. 「構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針」表1No. 1216の「NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大」について、地方公共団体が構造改革特別区域法第4条の規定による構造改革特別区域計画の認定(第6条の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合においては、4.(3)①にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができるものとする。
4. 「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第231号)及び「構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第232号)は、廃止する。

(別記)

外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償運送に用いる車両である旨の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 氏名、名称又は記号
2. 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
3. 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による
許可の取扱いに係る様式例等

1. 自家用自動車有償運送許可申請書 別紙「様式1」
2. 計画の内容を記載した書面 別紙「様式2」
3. 自動車の運行管理等の体制を記載した書面 別紙「様式3」
4. 運行管理責任者就任承諾書 別紙「様式4」
5. 整備管理責任者就任承諾書 別紙「様式5」
6. 運転者就任承諾書 別紙「様式6」
7. 法第7条各号の規定に該当しない書面（宣誓書） 別紙「様式7」
8. 法第80条第1項の許可に付す条件について

別紙「様式1」

平成 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿
(沖縄総合事務局陸運事務所長)

住 所
氏名又は名称
代表者名

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第80条第1項及び同施行規則第50条第1項により、関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあっては代表者の氏名
住 所
氏名又は名称
代表者名
2. 運送需要者
3. 運送しようとする人の数
登録会員 〇〇人
4. 運送しようとする期日又は期間
許可の日から2年間
5. 運送しようとする区間又は区域
〇〇市(町、村)
6. 有償運送を必要とする理由

添付書類

- ① 計画の内容等を記載した書面
- ② 自動車の運行管理等の体制を記載した書面
- ③ 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
 - ロ 役員の名簿
- ④ 事故防止についての教育及び指導体制等を記載した書面
- ⑤ 事故時の処理及び責任体制等を記載した書面
- ⑥ 車両についての整備管理体制等を記載した書面
- ⑦ 利用者からの苦情処理に関する体制等を記載した書面
- ⑧ 運送主体と自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約の内容を証する書面
- ⑨ 運送の対価として收受する金額を記載した書面
- ⑩ あらかじめ登録した会員名簿
- ⑪ 事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面
- ⑫ 法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類
- ⑬ 地方公共団体からの協力依頼文書

別紙「様式2」
業務計画等

1 主たる事務所および事業所の名称及び位置

① 主たる事務所

名 称	位 置

② 事業所

名 称	位 置	電話番号	自己所有・借入の別
事業所			所有・借入
事業所			所有・借入

2 事業所ごとに配置する自動車の数及びその種類ごとの数

事業所名	保有区別	特殊車両 (福祉自動車)	特殊車両 (軽福祉自動車)	普通車両 (回転シート車両等)	車両合計
事業所	所有車両				
	持込車両				
事業所	所有車両				
	持込車両				

主な自動車の明細

両数	種類	車名	型式	乗車定員	長さ	幅	高さ	装置の種類	所有・持込の別
									所有・持込
									所有・持込
									所有・持込
									所有・持込
									所有・持込

3 自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	位 置	収容能力	自己所有・借入の別
		両 m ²	所有・借入
		両 m ²	所有・借入
		両 m ²	所有・借入
		両 m ²	所有・借入
		両 m ²	所有・借入

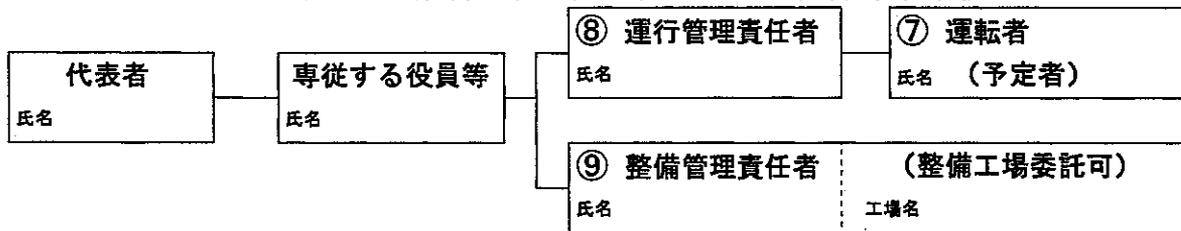
別紙「様式3」

自動車の運行管理等の体制

事業所名) _____

1. 業務計画を遂行するに足りる運転者を確保する計画 人
 *添付書類 . . . 運転者就任承諾書、運転免許証 (写)

2. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統



*添付書類 . . . 運行管理責任者・整備管理責任者就任承諾書

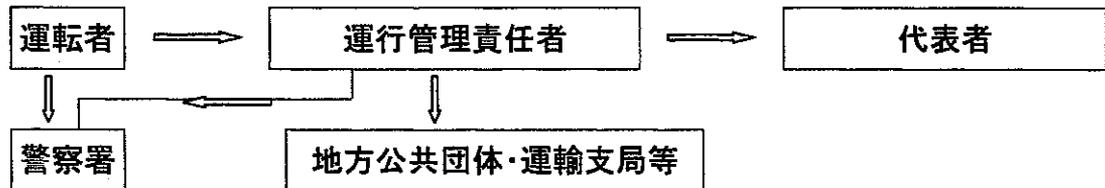
3. 点呼等が確実に実施できる体制

点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施場所	日常点検の実施者	事業所と車庫間の距離及び連絡方法

4. 事故防止及び旅客サービス等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 旅客サービス・事故防止に関する指導教育方法及び計画
 研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

(2) 事故処理連絡体制



5. 苦情処理体制

苦情処理 責任者 氏名 _____
 苦情処理 担当者 氏名 _____

6. 損害賠償能力

対人保険	賠償金額	円
(内搭乗者保険)	賠償金額	円
対物保険	賠償金額	円
車 両	賠償金額	円
その他	賠償金額	円

*提示書類 . . . 任意保険証書の写

別紙「様式4」

運行管理責任者 就任承諾書

申請者 _____ が〇〇運輸支局に提出した自家用自動車有償
運送の許可申請が許可になったときは、その運行管理の責任者として就任することを承諾
致します。

住 所

氏 名

別紙「様式5」

平成 年 月 日

整備管理責任者 就任承諾書

申請者 _____ が〇〇運輸支局に提出した自家用自動車有償
運送の許可申請が許可になったときは、その整備管理の責任者として就任することを承諾
致します。

住 所

氏 名

添付書類

・資格を証する書面（整備士免許証の写）

平成 年 月 日

運転者 就任承諾書

申請者 _____ が〇〇運輸支局に提出した自家用自動車有償
運送の許可申請が許可になったときは、その運転者として就任することを承諾致します。

	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

添付書類

- ・運転免許証（写）

別紙「様式7」

〇〇運輸支局長 殿

本籍地 : _____

現住所 : _____

氏名 : _____

生年月日 : 大正・昭和・平成 年 月 日生

宣 誓 書

1. 道路運送法 第7条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

法第80条第1項の許可に付す条件について

法第80条第1項の許可の条件は次のとおりとする。

1. 運送は、「福祉有償輸送及び過疎地有償運送に係る道路運送第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)の記4の(2)～(7)の条件に適合し、運営協議会における合意にしていること。
(具体的に定められた条件があるときはこれを記述。)
2. 原則として、事業所のみにおいて輸送の引き受けを行うこと。
3. 使用車両の車体には「有償運送車両」又は「80条許可車両」を表示すること。
4. 運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備えおくこと。
5. 運送主体の名称、住所及び代表者が変更となった場合は遅滞なく届け出ること。
6. 使用する車両の総数が増加する場合はあらかじめ届け出ること。
7. 運営に当たっては、地方公共団体と緊密な連絡を取り、輸送における安全対策、事故発生時の連絡・対応及び苦情処理の対応等に対して万全を期すこと。
8. 会員の氏名、住所及び年齢及び移動制約者・住民等であることの実態その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理すること。
9. 使用する車両の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装備その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。
10. 運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴その他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理すること。
11. 1～10の条件に違反した事実が判明した場合は、許可を取り消すことがある。

事務連絡
平成16年3月24日

各都道府県交通担当部長 殿

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉・
高齢者保健福祉担当部(局)長 殿

各都道府県介護保険担当部(局)長 殿

各都道府県特定非営利法人担当部長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長
厚生労働省老健局振興課長
国土交通省自動車交通局旅客課長

福祉有償運送等に係る運営協議会の設置等について

標記については、昨年4月より構造改革特区制度において実施されてきましたが、今般、平成16年3月16日付け国土交通省自動車交通局長通達によりNPO等の特定非営利団体の自家用自動車による有償運送が全国において一定の手続、要件のもとに道路運送法第80条第1項に基づき許可されることになりました。(別紙参照)

その手続においては、市町村もしくは都道府県が運営協議会を設置し、当該協議会において協議を行った後に運輸支局等に対し許可申請を行うことができることとなっています。

つきましては、各地域においてNPO等が自家用自動車による有償運送を行うためには、運営協議会の設立、協議が円滑に行われる必要があります。

運営協議会の主宰は地方自治体が行うこととなりますが、地域の実情に応じ一定のまとまりのある複数市町村において実施することが合理的な場合も多いと考えられるので各都道府県においては、県内の運営協議会の設置の単位となる区割りや運営協議会の設置・運営について必要に応じ関係市町村や運送主体となるNPO等団体との相談に応じるなど当該手続が円滑に進められるよう格別のご配慮をお願いします。あわせて、市町村やNPO等団体からの相談を受け付ける担当部署をあらかじめ明らかにし、周知するなどのご配慮をお願いいたします。

なお、福祉輸送について、セダン型等の一般車両を用いて実施する場合には運営協議会の設置に先だつて内閣府に対し、構造改革特別区域の申請を行い認定を受けることが必要である旨申し添えます。(特区の認定単位と運営協議会の設置単位が異なることは差し支えありません。例えば特区認定は県で、運営協議会は市町村または複数市町村で開催するということも可能です。)

また、各都道府県等において、この件について、運輸支局等からの連絡先となる窓口を決めていただき、4月1日以降に下記にご連絡下さいますようお願い申し上げます。

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課

新輸送サービス対策室

TEL 03-5253-8568 (直通)

福祉・介護輸送についての事業許可等の取扱い

1 患者等輸送限定の許可

(1) 対象旅客

- ① 要介護者、要支援者(介護保険法)
- ② 身体障害者(身体障害者福祉法)
- ③ ①・②の他独立した歩行が困難な者

(2) 使用車両

- ① リフト付き等の特種車両
- ② 回転シート、リフトアツプシート車両
- ③ セダン型車両の場合にあつては、訪問介護員、ケア輸送士等の資格を有する者が乗務する自動車

(3) 許可の処理方針

- ① 営業区域 …… 都道府県単位
- ② 最低車両数 …… 1両
- ③ 標準処理期間 …… 2ヶ月

(4) 許可の条件

- ① 旅客及び車両を限定
- ② 営業所のみ運送の引き受けを行う
- ③ 車両に表示

2 運賃

① 介護保険サービスに連続する輸送については、原価計算書の提出を不要とし、自動認可運賃に準じた処理を行う

② その他福祉輸送については、時間制運賃、定額運賃等距離制によらない運賃のみの設定を可能併せて、審査基準の弾力化を図る(例)

- 距離制、時間制をベースにした割引運賃
- 一定の幅で運賃認可を受け、サービス内容に応じ運賃收受
- 時間制運賃の細分化(15分等)
- 一定の輸送範囲における定額運賃設定等

③ 標準処理期間は自動運賃認可に準じて取り扱うなど早期処理を行う

3. 特定旅客運送事業の許可

特定の市町村の要介護者の認定を受けた者を会員とした輸送を許可の対象とする

4. 介護事業所のヘルパー車両による有償運送

訪問介護事業所の指定を受けた旅客自動車運送事業者との契約に基づき、訪問介護サービスを提供するヘルパーが使用する家用自動車による有償運送について、次の条件により許可

- ① ケアプランに基づき訪問介護サービスと連続して行う輸送
- ② 事業者の責任において、運行管理、運転者の指導、監督、苦情処理、事故対応等の措置が行われるもの
- ③ 車両について、対人8000万円、対物200万円以上の任意保険に加入
- ④ 車体に許可を受けた車両であることを表示
- ⑤ 営業所のみにおいて運送の引受け
- ⑥ 法第7条の欠格事由に該当しないこと
- ⑦ 運転者は、安全運転、乗降介助等の講習を受講

国自旅第241号
平成16年3月16日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業 の許可等の取扱いについて

標記については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」（平成13年国自旅第72号）によるもののほか、「一般乗用（患者等輸送限定）旅客自動車運送事業の許可等について」（昭和63年地自第275号）により取扱いを定めてきたところであるが、今般、介護サービス事業者が公的介護サービスと連続的・一体的に行う要介護者等に係るSTSの取扱い方針が定められたことを踏まえ、もっぱら患者等の輸送サービス（以下「ケア輸送サービス」という。）を行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業（以下「患者等輸送事業」という。）の許可等について、下記のとおり取り扱うこととするので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

I 患者等輸送事業

1. 患者等輸送事業の許可の対象となるケア輸送サービスの範囲

(1) ケア輸送サービスの対象となる旅客

ケア輸送サービスの対象となる旅客は、以下に掲げる者及びその付添人とする。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ③ ①及び②のほか、肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

(2) ケア輸送サービスに使用する車両

ケア輸送サービスに使用する車両は、以下に掲げる自動車とする。

- ① 車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車
- ② ①によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、介護福祉士若しくは訪問介護員若しくは居宅介護従業者の資格を有する者又は社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車

2. 患者等輸送事業の許可の申請に対する処理方針

患者等輸送事業を行おうとする者から、患者等輸送事業の許可の申請があった場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」によるもののほか、以下の処理方針によるものとする。

(1) 営業区域

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」にかかわらず、都道府県単位とする。

(2) 最低車両数

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」にかかわらず、1両とする。

(3) 標準処理期間

「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について」（平成13年国自旅第128号）にかかわらず、2ヵ月とする。

(4) その他弾力的な運用

(1)～(3)に定めるもののほか、各局等においては、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」にかかわらず、その他の基準についても、患者等輸送事業の特性を踏まえた審査方式の設定等弾力的な取扱いを行うことができるものとする。

(5) 許可に付する条件

許可に当たっては、以下の条件を付するものとする。

- ① 1. (1)による輸送の対象となる旅客の限定
- ② 1. (2)による輸送に使用する車両の限定
- ③ 運送の引受けを営業所のみにおいて行う旨の限定
- ④ 輸送に使用する車両に表示すべき項目と表示方法（別記1参照）

Ⅱ ケア輸送サービスに係る運賃

1. ケア輸送サービスに係る運賃の認可の申請に対する処理方針等

(1) 審査基準の弾力的取扱い

一般乗用旅客自動車運送事業者（患者等輸送事業の許可を受けた者を含む。）から上記Ⅰの1.に掲げる形態により行うケア輸送サービスに係る運賃の認可の申請があった場合は、特に、介護保険サービス等と連続して行う要介護者等の輸送サービス（以下「介護輸送サービス」という。）について、事業者の判断により多様な運賃の設定方式がありうることを踏まえ、審査基準の弾力的な取扱いを図るものとする。

具体的には、介護輸送サービスに係る運賃の認可の申請については、自動認可運賃に該当せず、かつ、運賃改定を伴わない場合において、原価計算書等（「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成13年国自旅第101号）別紙4第3の1にいう添付書類をいう。）の提出を求めず、自動認可運賃に準じた処理手続によるものとする。

なお、この場合においても、提供される介護輸送サービスの内容と比較して、運賃の額が著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎないと認められるときは、この限りでないものとする。

(2) 距離制によらない運賃の適用等

介護輸送サービスに係る運賃及び料金に当たらないケア輸送サービスの運賃及び料金の申請についても、ケア輸送サービスの実態を踏まえ、時間制運賃、定額運賃等距離制によらない運賃のみを設定することを妨げないものとする。また、距離制による運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等について弾力的な取扱いを図るものとする。

この場合において、認可の対象として想定される運賃を具体的に例示すると、以下のとおりである。

- ① 距離制又は時間制をベースに割引運賃を設定するもの。
- ② 時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定するもの。
- ③ 一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を収受するもの。
- ④ 一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの。

2. 標準処理期間等

「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について」（平成13年国自旅第128号）にかかわらず、上記1.(1)の場合については自動認可運賃に準じて取り扱うものとする。また、既に他の事業者が認可を受けているものと同様の運賃設定は、速やかに認可するものとする。

Ⅲ. 訪問介護事業所の訪問介護員等に係る有償運送の許可

1. 許可基準

訪問介護事業所又は居宅介護事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）の指定を受けた旅客自動車運送事業者との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従業者又は介護福祉士（以下「訪問介護員等」という。）から、その使用権原を有する自家用自動車による有償運送について、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項による許可の申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査するとともに、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

- ① 介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）または市町村が行う支援費支給決定に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。
- ② 訪問介護員等は、下記の基準により、十分な能力及び経験を有していると認められること。
 - イ) 申請日前一定期間、無事故・運転免許停止処分を受けていないこと。
 - ロ) 安全運転及び乗降介助等のケア輸送サービスに係る講習を受講し、又は受講する具体的な計画があること。
- ③ 訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者の責任において、有償運送に係る運行管理、運転者の指導及び監督、苦情処理、事故時の対応その他安全の確保及び旅客の利便の確保に係る措置が行われるものであること。
- ④ 訪問介護員等が使用する車両について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があること。
- ⑤ 使用車両の車体に「有償運送車両」又は「80条許可車両」の表示がされるものであること。（別記2参照）
- ⑥ 原則として、営業所のみにおいて運送の引受けを行うものであること。
- ⑦ 運送の引受けにあたっては、要介護者等にあらかじめ自家用自動車による有償運送である旨告知するものであること。
- ⑧ 訪問介護員等が道路運送法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しないものであること。

2. 申請の方式

上記1.の許可の申請は、訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者が一括して行うことができるものとする。

3. 許可の期限

許可に当たっては原則として2年間の期限を付すものとする。

附則

1. 既に一般乗用（患者等輸送限定）旅客自動車運送事業の許可を受けているものは、本通達に基づく許可を受けたものと見なし、許可条件についても本通達の条件を適用するものとする。
2. 本通達による取扱いについては、介護保険制度の見直しを踏まえ必要に応じ見直しを行うこととする。

(別記1)

外部から見やすいように使用車両の車体の側面に患者等輸送事業に用いる車両である旨の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 事業者の氏名、名称又は記号
2. 「患者等輸送車両」の文字
3. 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

(別記2)

外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償運送に用いる車両である旨の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 氏名、名称又は記号
2. 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
3. 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業
の許可等の取扱いに係る様式例等

1. 自家用自動車有償運送許可申請書 別紙「様式1」
2. 自家用自動車有償運送許可申請者名簿 別紙「様式2」
3. 使用車両の明細を記載した書面 別紙「様式3」
4. 法第7条各号の規定に該当しない書面（宣誓書） 別紙「様式4」
5. 無事故・運転免許停止処分を受けていない書面（自認書） 別紙「様式5」
6. 法第80条第1項の許可に付す条件について

別添「様式1」

平成 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿
(沖縄総合事務局陸運事務所長)

〇〇〇他 名申請代理人
住 所
氏名又は名称
代表者名

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第80条第1項及び同施行規則第50条第1項により、関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名及び住所
別紙一覧表のとおり
2. 運送需要者
3. 運送しようとする人の数
1ヶ月約 〇〇人
4. 運送しようとする期日又は期間
許可の日から2年間
5. 運送しようとする区間又は区域
〇〇市(町、村)
6. 有償運送を必要とする理由

添付書類

- ① 有償運送許可申請者名簿
- ② 旅客自動車運送事業者において定める自動車の運行管理等の体制を記載した書面
- ③ 旅客自動車運送事業者において定める事故防止についての教育及び指導体制等を記載した書面
- ④ 旅客自動車運送事業者において定める事故時の処理及び責任体制等を記載した書面
- ⑤ 旅客自動車運送事業者において定める車両についての整備管理体制等を記載した書面
- ⑥ 旅客自動車運送事業者において定める利用者からの苦情処理に関する体制等を記載した書面
- ⑦ 旅客自動車運送事業者において定める事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面
- ⑧ 訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者と訪問介護員等との間で定める自家用自動車有償運送に関する契約書（写）
- ⑨ 申請者が法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

別紙「様式2」

自家用自動車有償運送許可申請者名簿

番号	住 所	氏 名	印	自動車登録番号	介護員番号

別紙「様式3」

使用車両の明細を記載した書面

自動車登録番号	車名	型式	年式	定員	種類	備考

(注) 自動車の種類欄は次の記載例によること。

(記載例)

- ・普通自動車
- ・普通自動車（回転シート等）
- ・特種自動車（リフト付等）
- ・軽自動車
- ・軽自動車（回転シート等）
- ・軽特種自動車（リフト付等）

別紙「様式4」

〇〇運輸支局長 殿

現住所 : _____

氏 名 : _____

生年月日 : 大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

宣 誓 書

1. 道路運送法 第7条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

別紙「様式5」

〇〇運輸支局長 殿

現住所 : _____

氏 名 : _____

自 認 書

1. 私は、現在までの2年間において無事故・運転免許停止処分を受けておりません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

(注) 必要に応じ無事故・無違反等の証明書を添付する。

別紙2

法第80条第1項の許可に付す条件について

法第80条第1項の許可の条件は次のとおりとする。

1. 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第241号)の記Ⅲ1.の①から⑧までに掲げる基準に適合していること。
2. 輸送の引き受けは、旅客自動車運送事業者の指示により行うこと。
3. 運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備えおくこと。
4. 1～3の条件に違反した事実が判明した場合は、許可を取り消すことがある。

事務連絡

平成16年6月2日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

自動車交通局 旅客課長

平成16年3月16日付け、国自旅第241号通達の解釈等について

訪問介護員等の行う有償介護輸送に関しては、標記通達のⅢ.に定めるところにより訪問介護員等と訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者との契約に基づいて行うものに限りに、道路運送法第80条第1項の許可対象として取扱うこととしたところです。

当該許可を受けて行う有償介護輸送に関して、利用者と旅客自動車運送事業者との運送契約関係等について以下のとおり整理するものであるため、当該許可申請の取扱いにおいて留意されるとともに、関係旅客自動車運送事業者が利用者利便の確保並びに利用者保護に欠けることのないよう指導方よろしくお願いいたします。

1. 当該有償運送は、訪問介護員等が自家用自動車を使用して、ケアプラン等に基づき訪問介護サービス等と連続して又は一体として行うものであるが、利用者との運送契約はあくまでも、訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者との間で成立するものであること。
2. したがって、旅客自動車運送事業者の責任において運送が行われるものであり、標記通達Ⅲ.の有償運送許可基準中、旅客自動車運送事業者において処理すべき事項は、当該有償運送許可車両を使用した運送についても、当然に、旅客自動車運送事業者の責務であること。
3. 当該運送に適用する運賃・料金は、旅客自動車運送事業者の認可等に係るものであるが、運賃認可の取扱いに関しては、自家用自動車を使用する場合を含め多様な運賃設定方式が想定されるので、標記通達Ⅱ1.(1)で示すところにより、審査基準の弾力的取扱いに留意されること。
4. 当該有償運送許可に係る区域は、当該旅客自動車運送事業者の営業区域を超えるものでないこと。

なお、一般乗用旅客自動車運送事業者が患者等輸送事業に係る営業区域を都道府県単位に変更する事業計画変更認可申請については、標記通達により迅速に処理されたい。

5. 利用者に対して誤解を生じることがないように、旅客自動車運送事業者との間の運送契約であること、運送責任は旅客自動車運送事業者が負うものであること、使用する車両は自家用自動車となること等を運送引受時に明示させること。

6. なお、旅客自動車運送事業者の事業区分は、当該運送の形態によって一般乗用旅客自動車運送事業以外も想定される。また、訪問介護員等に対する有償運送許可の運送需要者は当該旅客自動車運送事業者である。

国自旅第230号
平成16年3月16日

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長 } あて

自動車交通局旅客課長

特定旅客自動車運送事業の許可要件の明確化について

特定旅客自動車運送事業の許可手続きについては、「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」（平成14年1月31日付け国自旅第165号の2）により取扱いを行ってきたところであるが、今般、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」（平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定）において当該許可の要件の明確化を図ることとされたことを踏まえ、下記のとおり上記通知の解釈について通知することとしたので、留意されたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長及び社団法人全国乗用自動車連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」（平成14年1月31日付け国自旅第165号の2）1-（1）運送需要者に定める「実質的に単数と認められる場合」とは、個々の事案について実態を十分勘案した上で判断されるべきであるが、例えば、以下のような事例は「実質的に単数と認められる場合」と解釈しても差し支えない。

なお、以下に示す事例以外の場合であって、個々の申請に関して判断し難い事案が発生したときは、その取扱いについて本省に照会することとされたい。

（1）工業団地内に存する複数企業の工場等をバスが巡回し、最寄り駅等との間で従業員の送迎輸送を行う場合であって、以下の要件を満たすとき。

- ① 申請者と運送需要者たる複数企業との間で単一の運送契約が締結されていること。
- ② 運送需要者たる複数企業が同一の運送目的を有していること。
- ③ ①の運送契約において運送の利用形態等が明確に示されていること。

④ ①の運送契約の内容を証する書面が作成されていること。

(2) 介護報酬の支払い対象となることを前提として、医療施設等と自宅等との間で複数の要介護者の送迎輸送を介護サービス事業者が行う場合であって、以下の要件を満たすとき。

- ① 申請者たる介護サービス事業者と運送需要者たる複数の要介護者との間で介護サービスの利用に関する契約（運送契約であることが明示されていない場合を含む。）が締結されていること。
- ② 運送需要者たる複数の要介護者が同一の運送目的を有していること。
- ③ ①の契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ④ 運送需要者たる複数の要介護者は、要介護認定を受け、特定の市町村から介護報酬の支払いを受け得る資格を有すること。
- ⑤ 会員制により運送需要者たる複数の要介護者が特定されている場合であって、申請者たる介護サービス事業者の作成する会員リスト等により、申請者が個々の運送需要者を明確に把握していると認められること。

取 扱 い 方 針 の 概 要

主 体	事業所が使用する 車両による輸送	登録ヘルパーが使用する 車両による輸送 (訪問介護と連続・一体のもの)
営利法人 (株式会社、有限会社等)	法第4条又は第43条による 事業許可 〔セダン可〕	法第80条による 有償運送許可 〔法第4条又は第43条による 事業許可を受けた事業所 への登録ヘルパーに限る〕 (運営協議会は不要) 〔セダン可〕
非営利法人(NPO等)		法第80条による有償運送許可 (運営協議会の協議を要する) 〔セダンは特区のみ可〕
営利又は非営利の施設 〔デイサービス、デイケア ショートステイ等〕	施設自らが車両を運行する場合、 当該施設への送迎に限り自家輸送とし、許可不要	

想 定 問 答

I. 介護輸送の法的取扱いに関する中間整理関係

(タクシー等によるS T S)

1. 移動制約者に係るS T Sが既存の公共交通機関のみによっては、必ずしも十分に提供されていない状況とのことであるが、タクシー事業者によるS T Sの実施状況等、今般の法的取扱いの検討にあたっての背景事情はどうなっているのか。

- 平成14年度末現在において、タクシー事業者が提供しているS T Sの車両数は、① 車椅子やストレッチャーに対応した特殊車両によるものが1,594事業者、3244両、② ホームヘルパー資格を有する運転者を擁したタクシー車両によるものが595事業者、2554両となっており、両者をあわせても約6,000両弱と、タクシー車両の総数25万9033両に占める割合は2.2%に過ぎず、特に朝昼の時間帯における利用が多い要介護者、障害者等の継続、反復的な需要に対し、必ずしも応えきれていない実態がみられる。
- こうした状況を踏まえ、国においては、
 - ① リフト付き車両等の導入についての税制上の特例措置、
 - ② 道路が狭あいな場所でもドア・ツー・ドアの輸送を容易にする軽福祉車両の導入、
 - ③ 福祉タクシーについての最低車両数の弾力的運用(1両又は2両)
 - ④ ボランティアとの連携方策に係る実証実験の実施、等ハード、ソフト両面にわたる支援措置を講じてきている。
- 他方で、要介護認定者数は、平成12年4月の218万人から平成15年11月には374万人と急増しており、これら移動制約者に係るS T Sの需要が既存の公共交通機関のみによっては必ずしも十分に満たされるに至らず、タクシー事業者等のほか、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、ボランティア等多様な担い手によって現に提供されている状況もみられることから、現に行われているS T Sを過度に萎縮させ、利用者利便に影響することがないように配慮しつつ、今般、法的取扱いの明確化を図ることとした。

(介護輸送行為の有償性)

2. そもそも、公的介護保険の適用を受けて介護サービス事業者が行う要介護者等の輸送行為は、有償のタクシー事業にあたるのか。介護報酬の対象とされていない以上、道路運送法が適用されない無償運送ではないのか。

- 介護保険制度において、輸送本体に係る費用については、原則として介護報酬の評価の対象とされていない。
- 一方、介護サービス事業者が行う要介護者等の輸送行為が、道路運送法上許可が必要な有償の運送にあたるかどうかについては、公的介護保険制度においてその費用が介護報酬の評価の対象とされているか否かとは別個に判断されるものと考えている。
- このため今次中間整理においては、介護サービス(身体介護、乗降介助)のうち、少なくとも輸送行為のために行われる部分については輸送行為を構成している部分があるものにとらえ、公的介護保険の適用を受ける場合には、当該輸送行為は有償の運送にあたるものと解して、利用者の安全確保を図るため道路運送法による事業許可又は有償運送許可を求めるという考え方を示したものである。

3. ガソリン代程度の些少なものでも有償運送の許可対象となるのか。

- 好意に対する任意の謝礼にとどまるものと解されるものについては、従来どおり有償運送には該当しないので道路運送法上の手続きは不要である。また、団体の会費は一般的には輸送の対価とは解されない。

4. すべて税金で費用を負担する輸送も許可が必要か。

- 地方公共団体が住民サービスの一環としてNPO、社会福祉協議会等非営利法人に移送を委託し、利用者が個々の輸送の対価として一切の費用負担を行わない場合は、委託に要する費用を当該地方公共団体が一般財源から支出するか、それ以外の財源から支出するかを問わず、無償の輸送として当該非営利法人は道路運送法上の許可を受ける必要はない。

(施設送迎)

5. デイサービスやショートステイの施設送迎は自家輸送とのことだが、施設の車両であれば、例えば訪問介護と連続して患者の自宅から他の医療機関への輸送等でも許可無しで行えるのか。

- 自家輸送と認められるのは、あくまでも当該施設と自宅等との間の送迎のみであり、施設の車両や職員によるものでも、他の輸送を有償で行う場合は所要の許可が必要である。

(重点指導期間)

6. 中間整理に示された措置の実施にあたっては、重点指導期間(準備期間)を設けた趣旨如何。また、期間の設定はどの程度を想定しているのか。

- 介護輸送に係る法的取扱いについての中間整理を具体化、実施するにあたっては、地方公共団体、関係事業者等関係者に十分な周知を行う必要があるほか、事業者が必要な事業許可等を取得するための準備、手続等の期間を見込む必要があることから、重点指導期間を設け、現に道路運送法による許可を得ることなく要介護者等の輸送を行っている指定訪問介護事業者等について、その間は、
 - ① 著しく高額な対価を収受しているもの、
 - ② 訪問介護の実態に乏しく実質的にタクシー業務のみを行っているもの等を除き、ただちに介護保険法や道路運送法による行政処分、刑事告発を行うのではなく、業務適正化、許可取得等に係る指導、啓発を重点的に実施することとしている。
- 重点指導については、今後厚生労働省とも十分調整を図りつつ、適切に進めていく必要があると考えている。既に輸送を実施している事業者については、早急に許可を取得するよう指導していきたい。

特に、道路運送法第4条または第43条に基づく事業許可を取得する場合には、新たな枠組みを用意したので早急に申請の準備に入るようお願いしたい。

NPO等の非営利法人で法第80条の自家用自動車の有償運送許可を取得する場合は、地方自治体が主宰する運営協議会の設置、さらにセダン型の一般車両を使用するものについては、特区の認定手続きが必要になることから、この点に配慮する必要があるものと考えている。

いずれにしても、2年後の平成18年春に予定される新たな介護保険制度のスタートまでには重点指導期間を終えたいと考えている。
- なお、新たに輸送を開始しようとする者については、中間整理に基づいた新たな枠組みに沿ってあらかじめ許可を取得していただく必要がある。

II. NPO等によるボランティア輸送の有償運送許可（通達 国自旅第240号） 関係

〔許可手続〕

7. 80条許可の申請は誰が行うのか。その際に窓口においては何を審査するのか。

また、許可には具体的な期限、条件等を付すこととなるのか。

- 80条許可の申請は、運送を実施するNPO等の非営利団体又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア団体が行う。
- 運輸支局長は、地方公共団体からの具体的な協力依頼を示してボランティア輸送に対する法第80条第1項の許可の申請があった場合には、通達 記4. 運送の条件に掲げる要件を満たしており、かつ、運営協議会において協議に参画するメンバーによる所要の協議を経ている場合には、速やかに当該条件を付して許可を行うものとし、許可にあたっては原則として2年間の期限を付すこととしている。

〔必要性〕

8. 「当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民等に係る十分な輸送サービスが確保できない」との判断は具体的にどのような基準により行われるのか。

- 福祉有償運送については、当該地方公共団体においてタクシー等により移動制約者の移動ニーズを満たす輸送が確保されていないと認められる場合、また、過疎地有償運送については、当該地方公共団体においてタクシー事業者の営業所が存しないなど実質的に旅客運送事業者の運行により住民等の輸送が確保されない地域が想定される。
- 具体的には、地域における運営協議会において輸送ニーズが満たされているか否かについて、関係者により地域の実情に応じて合理的に判断されることが必要である。

〔運営協議会〕

9. 運営協議会では何を議論するのか。

- 運営協議会においては、当該地域において公共交通機関によって担うことのできない輸送をまかなうためNPO等の輸送が必要であること及びその際の条件等が適切なものか否かを検討することとなる。

10. 運営協議会を設置してもらうためにはどこに相談を行えばよいのか。

- 市町村の福祉又は交通担当部署と考えられるが、都道府県については相談窓口を決めていただくようお願いしている(平成16年3月24日付け事務連絡参照)。運輸局 自動車交通部、運輸支局 輸送課に問い合わせさせていただいてもよい。

11. 全国展開された場合、多数の自治体が運営協議会を開催すると考えられるが、市町村単位で運営協議会を行うのは無理があるのではないか。

- 運営協議会は、原則として市町村が主宰することとしているが、経済圏、交通圏等を勘案した複数の市町村又は都道府県が主宰することもできる。都道府県内における地域割りについては、都道府県による適切な助言等を期待している。

12. 申請NPOは運営協議会に参加できないか。

- 申請NPOについては、直接の許可対象者であることから運営協議会の構成メンバーとはしていないが、主宰者が必要と認める場合には、説明員として参加することは可能である。

13. 運営協議会の開催にあたり想定されるメンバーの事前了解が得られた場合、主宰者である地方公共団体が、運営協議会の手続を経たものとして申請者は許可申請してもよいのか。

- 関係者の了解が得られた場合は、運営協議会を経たものとして差し支えない。

14. 2年ごとの許可の更新の際にも運営協議会に諮ることを要するのか。

- 必要であるが、主宰者である地方公共団体の判断により、事実上手続きを簡略化することは可能である。

15. 運営協議会は公開とするのか。

- 主宰者の判断であるが、原則として公開が望ましいと考える。

16. 過疎有償運送と福祉有償運送とを重複して申請することは可能か。

- 一般的には、過疎地有償運送が認められる地域であれば、輸送対象者、使用車両等の制約は福祉有償運送に比べると少ないので、過疎地有償運送の許可を取得することにより、地域住民であるとの条件を満たしていれば移動制約者等についても会員とすることによりその輸送は事実上可能となると考えられる。

ただし、過疎有償運送と福祉有償運送が共に申請された場合には、当該運営協議会において、それぞれの運送の可否についての議論が可能であれば、同一の運営協議会で協議して差し支えない。

なお、過疎有償運送の許可を取得する場合において、会員の中に要介護者や身体障害者等の移動制約者が含まれている場合は、運転者に移動制約者の輸送の安全の確保に必要な知識又は経験を有する者を当てることが望ましい。

〔運送主体〕

17. 今回の通達で新たに非営利法人を対象としているが、例示以外に農協、生協、労働組合等は含まれるのか。

- 農協、生協、労働組合等であって法人格を有しているものについては、それぞれの個別法により営利を目的としないものと位置付けられている場合には、非営利法人として許可の対象となりうる。
- なお、地方公共団体が自ら主宰するボランティア団体とは、自治体が主宰しボランティアを集めて活動する「シルバー人材センター」のような団体をいう。

18. ボランティア輸送を行う主体は法人に限るのか。法人格を取得していない任意団体のNPOや個人は対象とならないのか。

- 輸送の安全及び利用者利便の確保等が必要となることから、運送主体については一定の責任を持ちうることが必要となるため、法人に限定したものである。従って、任意団体や個人は対象外となる。
任意団体及び個人の方は、運送主体となる自治体又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制等の下、運送に携わっていただくことが必要である。

〔運送の対象〕

19. 「独立した歩行が困難な者であって単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者」かどうかについては何か基準を設けるのか。
また、誰が判断するのか。

- 「独立した歩行が困難な者であって単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者」については、例えば肢体不自由、内部障害、精神障害、人工透析患者等をいうが、具体的に問題が生じた場合は運営協議会において協議がなされ判断されるものと考えている。

20. 身体障害者福祉法による「身体障害者(18才以上)」は運送の対象となるが、児童福祉法による障害児(18才未満)は対象とならないのか、単独での移動が困難な者に該当するのか。

- 児童福祉法に基づく障害児は、「単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者」として位置付けられ、運送の対象となる。

21. 発着地は運営協議会の市町村外ではまずいのか。

- 発着地は、運営協議会の主宰者である地方公共団体の区域内である必要があり、発着地が単一の市町村内にとどまらない場合は、発着地を含む地方公共団体(複数市町村又は都道府県)が運営協議会を主催する必要がある。関係市町村との共催は、場合によっては、例えば、関係市町村等からの委任状、承諾書等取り付けることによるなど運営協議会の判断により簡潔な方法を執ることも可能である。
なお、運送主体は、複数の運営協議会に申請し、複数の地域において許可を取得することは可能である。

〔使用車両〕

22. 使用車両について、福祉有償運送は限定されているが、過疎地有償運送の車両はどのような車両でもよいのか。例えば軽貨物自動車とか。

- 過疎地有償運送の使用車両については、使用車両の限定はない。
軽貨物自動車等についても、道路状況、ボランティア運転者の車両の保有状況等を勘案して、運営協議会において協議を経た場合は許可対象となる。

23. 使用車両はボランティア運転者等が持ち込む車両も認められるのか。
セダン型の車両も認められるのか。

- ボランティア運転者等が持ち込む車両についても許可の対象とする。
セダン型の一般車両については、過疎地有償運送については可能であり、福祉有償運送についてはセダン型特区の認定を受けた地域でのみ可能である。

24. (3)①乗降を容易にするための装置を設けた自動車 とは、例示されているもの以外もあるのか。

- 乗降を容易にするための設備又は装置を設けている車両であれば例示以外のものもあり得るものとする。
ただし、手すり、吊革等簡易な付属物は除く。

25. 訪問介護員等に係る有償運送許可車両の持込みについて事業者あたりの台数制限はあるのか。また、当該有償運送許可車両のみ配置する営業所は認められるのか。

- あらかじめ持込み台数制限を設けてはいないが、ヘルパー有償許可車両の使用は、旅客自動車運送事業者の補完的な輸送供給手段として自らの運送責任において行われるものであり、当該許可車両を含め全車両の運行管理、運転者の指導・監督等の輸送の安全確保及び旅客の利便確保について十分可能な体制が整備されていることが前提である。
なお、特定の営業所にヘルパー有償許可車両のみを配置し事業用車両を全く配置しないことは、許可等に係る審査基準上認められない。

〔運転者〕

26. 「運転者は、普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合・・・」とは具体的にどういうことか。取得を義務づけるのではないか。

また、「十分な能力及び経験を有している」と認めるのは具体的にどのような場合か。また、誰が判断するのか。

- 普通第二種免許を有することが望ましいが、これを義務付けているわけではない。
(4)運転者 に掲げている事項は例示であり、すべてを義務付けているわけではない。しかし、申請日前2年間運転免許停止処分を受けていないことに加え、自主的なものであっても一定の運転技能講習のほか、福祉輸送については、介助等福祉輸送に関する研修を受けることが必要であると考えている。具体的な判断は運営協議会で行う。

〔運行管理〕

27. 運行管理者は必要ないのか。

- 運行管理責任者を配置する必要があるが、道路運送法上の運行管理者とは異なり運行管理者資格を要しない。

〔運送の対価〕

28. 「営利に至らない範囲」とは誰が判断するのか。具体的にどのように判断されるのか。

- 営利に至らない範囲の基準については、対距離制・時間制の場合、各地域における同種のタクシー事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安とし、これを満たしているか否かは運営協議会において判断されるものとする。
「2分の1」については、厳密な意味で2分の1以下を要求するものではなく、非営利の運送であることについて運営協議会で理解が得られればよい。

なお、運送の対価としては、利用料、ガソリン代等様々な形態がありうるが、これを運賃に一本化することを求めているわけではない。

29. タクシー運賃において運賃のほか寝台、大型などの割増料金を徴収しう
る場合は、割増料金を含め、その2分の1を目安とするのか。

- 料金は、これを含めて判断して差し支えない。介助料については、運賃と別建てになっている場合はこれを含めない。

〔附則〕

30. 附則3において、セダン型の一般車両については新たな特区で使用できることとなったが、既認定の自治体のみが対象となるのか、今後特区認定を受けた自治体すべてが対象となるのか。

- セダン型の一般車両については、すべての自治体が特区認定の対象となりうる。現時点における情報では、平成16年度の特区申請の受付は5月、10月、1月であると聞いている。
- なお、既に特区の認定を受けている自治体のうち7自治体は特区の変更手続きにより運営協議会の協議を経て4月からセダン型車両の使用が可能となっている。

31. セダン型特区の認定はどのように行うのか。

- 特区認定は、地方公共団体が内閣府構造改革特区推進室に対し認定申請を行う必要がある。(内閣府 構造改革特区推進室 TEL 03-5521-6616)
なお、この場合の地方公共団体は運営協議会の主宰者と一致する必要はない。

32. 新たな特区については一定期間実験的に運行を行うとされているが、セダン型の全国展開はいつになるのか。

- 全国展開する時期は未定であるが、一定期間実験的に運行を行ったのち、その結果を検証し、可否を判断することとなる。

Ⅲ. 患者等輸送サービスの許可等（通達 国自旅第241号）関係

〔患者等輸送事業の許可〕

33. 介護事業所の指定を受けていない事業者もセダン型車両1両で患者等輸送限定許可を取得することができるか。

- 可能である。ただし、当該車両の運行にあたっては、訪問介護員、ケア輸送士等の資格を有する者が乗務することが必要である。

34. 軽自動車により患者等輸送事業の許可を取得できるか。

- 可能である。

35. 許可申請は営利事業者だけでなくNPO等の非営利団体もできるのか。

- 通常のタクシー事業許可同様、NPOその他の法人や個人も申請可能である。

〔ケア輸送サービスに係る運賃〕

36. ケア輸送サービスに係る運賃1.(2)距離制によらない運賃の適用等に掲げられた運賃は例示なのか。これ以外の運賃も認められるのか。
また、ケア輸送サービスに関し複数の種類の運賃設定も認められるのか。

- 通達Ⅱ1.(2)に掲げられた運賃は例示であり、その他の運賃も認められる。
また、不当な差別を行うものでない限り、複数の運賃設定も可能である。

〔ヘルパー使用車両の有償運送の許可〕

37. 旅客自動車運送事業の許可を取得していない介護事業所は、登録ヘルパーの車両について80条許可を取得することができるのか。

- 介護事業所が営利法人である場合は、事業所が自ら使用する車両について法第4条(もっぱらケア輸送サービスを行う患者等輸送事業を含む。)又は法第43条(特定旅客自動車運送事業)の許可を受ける必要がある。
また、介護事業所がNPO等の非営利法人である場合には、事業所が自ら使用する車両について営利法人と同様に法第4条又は法第43条の許可を取得するか、又は、当該車両とあわせて登録ヘルパーが使用する車両について一括して地域の運営協議会の協議を経ることにより80条許可を取得することが可能である。

38. 旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者の登録ヘルパーの車両の有償運送許可には運営協議会の協議は必要ないのか。

- 必要ない。

39. 80条許可に係る使用車両は福祉車両に限らずセダン型(軽自動車等)も対象とする理解でよいか。

- 使用車両については、セダン型車両、軽自動車等を想定しているが、その他の車両についても特別な理由があれば排除するものではない。

40. 使用車両について、例えば他人の車両を借りて使用する場合や訪問介護事業所の所有車でもよいのか。

- 使用車両の所有権は、訪問介護員になくても差し支えない。
事業所の所有車両、他人の車両などであっても、車検証上の使用者と訪問介護員の間で、訪問介護員に使用させる旨の契約がなされていれば可能である。

41. ②イ)一定期間 とはどの程度の期間をさすのか。

- 一定期間とは、タクシー事業の許可の取扱いに準じて2年間を想定している。

42. 安全運転及び乗降介助等の講習は自主的なものでよいのか。

- 訪問介護事業所等である旅客自動車運送事業者(以下事業者という。)が作成した自主的なものでよい。
よりどころのない場合は、国自旅第240号4.(4)運転者 の項に掲げられた研修を参考にされたい。

43. 事業者と訪問介護員等との契約において何を定める必要があるのか。

- 訪問介護員等は、その登録している事業者との間で、国自旅第241号Ⅲ.1.③に記したとおり、有償運送に係る運行管理、運転者の指導及び監督、苦情処理、事故等の対応、その他安全の確保及び旅客の利便の確保に係る措置を事業者の責任において講じることを定める必要がある。

44. ヘルパーが使用する有償運送許可車両による運送の運賃はどのように決められるのか。

- 利用者との運送契約は、訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者との間で締結されるものであることから、有償運送許可を受けたヘルパー等が使用する車両による運送に適用される運賃も、当該旅客自動車運送事業者が認可を受けて収受するものである(特定旅客自動車の場合は届出したもの)。この場合においても、許可基準Ⅱ.1.(1)に沿って、例えば、有償許可車両を別建て運賃とするなど弾力的取扱いが可能である。
- また、ヘルパー車両による運送を引き受ける場合には、利用者に対して適用する運賃の明示を含めⅢ.1.⑦の告知を行うことにより、利用者利便の確保等に配慮することが求められる。
なお、旅客自動車運送事業者と訪問介護員との有償運送に係る対価については、法的に特に定めはなく、当事者の判断で決定される。

〔附則〕

45. 附則1のみなし規定は、Ⅲの訪問介護員等に係る有償運送の許可にも適用されるのか。(現在の介護タクシー事業者はあらかじめ許可なく自家用車の使用ができるのか。)

- みなし規定は、Ⅰの患者等輸送事業に適用されるものであり、訪問介護員等に係る有償運送については別途許可の取得が必要である。

IV. 特定旅客自動車運送事業（通達 自旅第230号）関係

46. 通達230号(2)要介護者の特定事業 によって介護報酬の支払対象となるサービスと連続した輸送以外行えないのか。

- 行えない。

47. 支援費指定事業者は要支援者を特定事業により輸送できるか。

- 通達230号(2) に明記されていないが、要介護者に準じて同様の取扱いをすることとしたい。

48. 特定事業の輸送においては、要介護者の付添人の輸送は認められるのか。

- 可能である。

49. 法第4条により一般乗用旅客自動車運送事業又は患者等輸送事業の許可を受けた事業者が特定事業を兼営し、車両を共用することは可能か。

- 可能である。

◎ 道路運送法の事業区分

旅客自動車運送事業 [他人の需要に応じ、旅客を運送する事業] (二種免許が必要)

I 一般旅客自動車運送事業

① **一般乗合旅客自動車運送事業** 【法4条・許可】(乗合バス)

{路線を定めて定期的に運行する自動車により運送}

② **一般貸切旅客自動車運送事業** 【法4条・許可】(貸切バス)

{一般乗合及び一般乗用以外の運送事業}

③ **一般乗用旅客自動車運送事業** 【法4条・許可】(タクシー)

{一個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸切る運送}

※ 患者等輸送事業(もっばらケア輸送サービスを行うもの)もこの事業の一形態

II 特定旅客自動車運送事業 【法43条・許可】

{特定の者の需要に応じ、一定範囲の旅客を運送}

例) 工業団地等の従業員送迎輸送

特定市町村の特定の要介護者の医療施設への輸送

青ナンバー(事業用自動車)

自家用自動車による有償運送 【法80条・許可】(一種免許で可)

{緊急時又は公共の福祉の確保のため止むを得ない場合}

例) 自治体が行う過疎地の住民輸送

NPO等による福祉、過疎地有償運送

自家輸送 【無規制】(一種免許で可)

{他人の需要に応じる輸送でないもの}

例) ホテル等の送迎輸送

無償輸送 【無規制】(一種免許で可)

{運行経費にかかる輸送の対価を収受しないもの(物品販売等を含む)}

例) 輸送の対価を収受しないボランティア輸送

白ナンバー(自家用自動車)

[平成16年10月1日]

運 營 協 議 会 設 置 事 例

平成16年 9 月30日

福祉及び過疎地有償運送に係る運営協議会の設置事例等について

社会福祉法人、NPO等の非営利法人による福祉及び過疎地有償運送については、道路運送法第4条等の運送事業許可によるほか、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第80条第1項の自家用自動車の有償運送許可によることが可能なものとして、本年3月にその取扱いをガイドラインとして示し、全国展開を図ったところです。

本取扱いの運用にあたっては、市町村若しくは都道府県等が主宰する運営協議会の設置を前提に、その運営が円滑に行われることが重要なことから、今般、具体的な運営協議会の設置事例及び各都道府県担当窓口等について、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

地方公共団体を含め関係者の方々にあっては、広くご活用下さい。

○別添資料

1. 運営協議会設置事例及び設置状況
2. 都道府県担当窓口一覧
3. 運輸支局担当窓口一覧

【問い合わせ先】

国土交通省 自動車交通局 旅客課

新輸送サービス対策室

電話 03-5253-8111 (内線41262、41263)

運営協議会の設置事例

【事例1 福祉有償運送】

《北海道枝幸郡歌登町》 開催日時：平成16年7月21日
場 所：歌登町役場会議室

- 運送主体 社会福祉法人 歌登福祉会
- 車両数 福祉車両1両
- 予想利用者数 会員63人
- 運送区間 歌登町を発地または着地とする区間
- 構成員
 - 〔地方公共団体〕 歌登町町長
歌登町役場町民福祉課
 - 〔運輸支局等〕 旭川運輸支局輸送課長
 - 〔学識経験者〕 歌登町老人クラブ連合会会長 **協議会副会長**
 - 〔利用者代表〕 登録会員代表者
 - 〔住民代表等〕 歌登町自治会連合会会長
 - 〔ボランティア団体代表〕 歌登町社会福祉協議会会長 **協議会会長**
 - 〔公共交通機関等〕 地元タクシー会社

○議事進行内容

- ①会長、副会長選出
- ②福祉輸送の必要性の有無
 - ・資料 歌登町におけるタクシー輸送状況（運輸支局作成）
- ③輸送の安全及び利用者利便の確保方策
- ④運転者の能力及び経験の適否
- ⑤運送対象者について移動制約者としての認定
- ⑥使用車両の適否
- ⑦運送の対価の適否
- ⑧採択

○主な論点

- ・運送の条件について、各項目毎に厳格な確認を行うに留まり、特に議論となるものは無い。

〈参 考〉

歌登町福祉有償運送等運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 町長は、NPO等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）及び交通機関空白の過疎地域における有償運送（以下「過疎地有償運送」という。）の必要性並びにこれらを行う場合に於ける安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、平成16年3月16日付け国自旅第240号国土交通省自動車局長通知「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（以下「通知」という。）に基づき、歌登町福祉有償運送等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、通知に基づき、次の各号に掲げる事項について協議を行い、意見を取りまとめる。ただし、再協議は、第3条第6項に指定された者により行う。

- (1) 福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る地域内の必要性等に関する事項
- (2) 福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る輸送の安全の確保及び旅客の利便の確保等に係る事項
- (3) 福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る輸送活動における利用者からの苦情、事故等に係る事項
- (4) その他、福祉有償運送及び過疎地有償運送に関する事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、委員7名以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る関係者
- (2) 関係団体及び行政機関
- (3) 地域住民
- (4) 学識経験者

2 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 協議会は、会長が招集する。

6 会長は、福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る地域内の必要性等の協議において、協議が整わなかった場合の調整を行う委員を予め指定する。

(関係者の意見聴取)

第4条 協議会は必要により運送主体などの関係者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、町民福祉課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が別に定める。

【事例2 福祉有償運送】

【福井県坂井郡丸岡町】 開催日時：平成16年7月6日
場 所：丸岡町役場会議室

- 運送主体 丸岡町社会福祉協議会
- 車両数 福祉車両3両
- 予想利用者数 会員20人
- 運送区間 丸岡町を発地または着地とする区間
- 構成員
 - 〔地方公共団体〕 丸岡町町長
丸岡町助役 **協議会会長**
丸岡町役場福祉保健課
 - 〔警察等〕 福井県丸岡警察署
 - 〔運輸支局等〕 福井運輸支局輸送課長
 - 〔学識経験者〕 地元乗合バス運行課長
 - 〔利用者代表〕 福井県腎友会丸岡支部(障害者団体(任意))
 - 〔住民代表等〕 地元ケアマネージャ代表
丸岡町障害者プラン推進住民会議(NPO)
家族介護者の会(住民代表)
 - 〔ボランティア団体代表〕 ALS(筋萎縮性側索硬化症)協会福井県支部
 - 〔公共交通機関等〕 地元タクシー会社2社

○議事進行内容

- ①会長選出
- ②経緯、現状報告(事務局)
 - ・資料 丸岡町障害者プラン策定のための事前調査報告書
(町内障害者に対するアンケート調査(丸岡町作成))
- ③現状について協議
- ④運行計画報告(事務局)
 - ・資料 有償運送運行規程等
- ⑤計画内容、輸送の安全性等について協議
- ⑥採択

○主な論点

- ・バスにおいてもノンステップバスを導入しているが、移動制約者の輸送には限界がある。
- ・タクシー乗務員にヘルパー資格を有する者がいないことから、今回の取り組みは良い方策であると考える。
- ・運転者の資格要件については、運行の安全性確保のため、厳格なものが望ましいのではないか。
- ・2種免許取得を義務付けると運転手の確保が困難となることから、スタート時は柔軟に対応し、一定期間経過後、再協議をすることでのいかかがか。

〈参 考〉

丸岡町有償運送等運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、丸岡町有償運送協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 協議会の委員は次のとおりとし、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 協議に参加する委員

- ①丸岡町長又はその指名する職員
- ②公共交通に関する学識経験者
- ③丸岡町社会福祉協議会長又はその指名する職員
- ④想定される有償運送の利用者の代表
- ⑤地域住民の代表
- ⑥ボランティア団体の代表
- ⑦町内の交通機関及び運転者の代表
- ⑧福井県丸岡警察署長またはその指名する職員
- ⑨福井運輸支局長又はその指名する職員

2 協議会の説明員として運送主体の代表者を協議会に参加させることが出来るものとする。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は12名以内とする。

(委員の期間)

第4条 委員の期間は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(開催)

第7条 協議会は、道路運送法第80条第1項の許可又は更新の申請に先だって開催するものとし、以後は1年毎又は必要に応じて開催するものとする。ただし、事業開始後1年以内に実施状況及び問題点を整理しなければならない。

(守秘義務)

第8条 この協議会の委員は、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはいけない。

(庶務)

第9条 この協議会の庶務は、丸岡町役場福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮ってこれを定める。

【事例3 福祉有償運送】 15年度構造改革特区

【神奈川県大和市】 開催日時：平成15年6月6日
場 所：大和市保険福祉センター会議室

- 運送主体 ワーカーズ・コレクティブケアびーくる
○車両数 福祉車両2両
○予想利用者数 ー
○運送区間 大和市を発地または着地とする区間
○構成員
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 〔座長〕 | NPO法人代表者 |
| 〔地方公共団体〕※1 | 大和市企画部、市民経済部、都市部、保険福祉部 |
| 〔住民代表〕※1 | 個人 |
| 〔ボランティア団体代表〕※1 | 腎友会、チャイルドケア等NPO法人 |
| 〔運輸支局等〕※2 | 関東運輸局旅客第2課長、神奈川運輸支局輸送課長 |
| 〔公共交通機関等〕※2 | 地元タクシー事業者 |
| 〔運転者の代表〕※2 | 全県ハイタク労組連絡会議 |
| 〔その他〕※2 | 市ケアマネージャー連絡協議会 |
| 〔申請NPO〕※3 | ワーカーズ・コレクティブケアびーくる |
- ※1：協議会の決定に関与する委員、※2：協議会の決定に関与せず意見を述べる委員、※3：協議会の決定に関与せず運営状況を報告委員

○議事進行内容

- ①座長選出
- ②事務局から道路運送法の概要、通達制度の説明
- ③申請者から活動状況、申請趣旨説明
- ④申請内容協議
 - ・運送主体、運送の対象、使用車両、運転者の要件、損害賠償措置、運送の対価、管理運営体制、法令遵守措置等の個別事項
 - ・全体を通して各委員の意見の取りまとめ
- ⑤採択

○主な論点

- ・労働組合の代表も決定に関与するメンバーとすべき。
- ・急な依頼があった場合の対応をどの様に考えるか。
- ・回転シート車両については外見上一般の乗用車と区別が困難であり使用車両の対象から除くべき。
- ・安全輸送が基本であることから、二種免許を義務付けるべき。
- ・行政で二種免許取得に向けた助成に取り組めないか。
- ・運送の対価がタクシーの1/2というのではタクシー事業の経営を圧迫するのではないか。
- ・運送の対価を変更する際には、運営協議会に諮ることとしたい。

〈参 考〉

大和市NPO等有償運送運営協議会設置要綱

1. 名 称

この会の名称は、大和市NPO等有償運送運営協議会とする。(以下「協議会」という。)

2. 目 的

協議会は、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。)等による道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第80条第1項の許可を得て行われる有償のボランティア輸送について、その問題点等について検討するとともに、利用者の安全と安心のために適正な実施が確保されるように運営協議をすることを目的とする。

3. 主 宰

この協議会は大和市が主催する。

4. 協議事項

この協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) NPO等による法80条許可及び更新の申請内容について
- (2) NPO等が実施する有償運送事業における問題点について
- (3) NPO等が実施する有償運送の適正実施について
- (4) その他主宰者が必要と認めることについて

5. 構 成 員

(1) 協議メンバー(協議会の決定に関与する構成員)

① 社会貢献活動を行っているNPO等の代表(有償運送事業の運送主体を除く)

② 市民代表(有償運送事業の利用会員を除く)

③ 市職員(企画部、市民経済部、保険福祉部、都市部)

(2) 意見を聴取するメンバー(協議会の決定に関与せず、それぞれの立場から意見を述べる構成員。)

① 神奈川県運輸支局

② 神奈川県タクシー協会相模支部大和地区代表

③ 大和ケアマネージャー連絡協議会代表

(3) 福祉輸送実施主体メンバー(協議会の決定に関与せず、事業主体として意見を述べ、運営状況について報告する構成員)

① 有償運送事業の運送主体となるNPO等

6. 開 催

協議会は次の場合に開催する。

- (1) 法80条許可及び更新の申請が行われる時
- (2) 法80条許可後3ヶ月が経過した時
- (3) 問題が発生した時
- (4) その他有償運送事業の適性実施に必要な時

7. 事務局

この協議会の事務局を保険福祉部に置く。

8. 委 任

その他必要な事項は、別途定めるものとする。

9. 施 行

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

《岡山県》 運営協議会は、県及び各地区（地方振興局単位）に運営協議会を設置し必要な都度開催する方式

○運営協議会の役割分担

①各地区主催の運営協議会

地方振興局単位に開催し各地区における福祉有償運送の必要性、申請主体の申請内容・適格性等を協議・検討。協議が整った場合には地方振興局長から申請主体に対し推薦状を交付

②県主催の運営協議会

各地区の運営協議会の掌握、福祉輸送に係る課題・推進方策の検討、意見交換を行う

○運送主体

NPO、社会福祉法人等

○車両数

地区運営協議会の開催内容による。

○予想利用者数

地区運営協議会の開催内容による。

○運送区間

地区運営協議会により協議。

○構成員

（地区運営協議会）

〔地方公共団体〕 県地方振興局、地方振興局管内市町村担当課長

〔運輸支局等〕 岡山運輸支局担当者（オブザーバー）

〔学識経験者〕 国立大学（助）教授又は県立大学教授等 座長

〔移動制約者の代表〕 （社）全国脊髄損傷者連合会、脳卒中友の会、町身体障害者相談員、（財）身体障害者福祉連合会会員、県バリアフリーアドバイザー等

〔ボランティア団体代表〕 市ボランティア連絡協議会代表、〇〇地区運転ボランティアの会、社会福祉協議会等

〔公共交通機関等〕 タクシー事業者代表

〔運転者の代表〕 タクシー労組代表

○議事進行内容

①経緯、現状報告（事務局）

・資料：管内移動制約者の状況

・運行計画書（申請者が協議会に出席し計画の説明を行う。）

②協議・意見交換・質疑応答

③意見集約

○主な意見

・運転協力者は別に生業を持っており、安全面の点に配慮しオーバーワークを防止するよう勤務時間を管理に努めてほしい、また、運転ボランティア一人当たりのハンドル時間が長くなると安全運行の点で問題となるので人員が足りなければ増員する等安全運行の確保に努めていただきたい。

・問題なく運行できているか、予約に対してきちんと対応できているか等の利用者利便や安全運行の点等の実態について3ヶ月後に事後評価することとしたい。

・意見集約については、満場一致とするよう変更できないか。

- ・介護保険のタクシーすら参入のない地域の住民は、ボランティア輸送を必要としている。
- ・交通空白地帯はボランティア輸送に対する期待が大きいですが、タクシーと共存する地域は、ボランティア輸送がタクシーを圧迫しないか不安。
- ・岡山地区はタクシー事業者も十分ありボランティア輸送でなくともタクシーでカバーできると思うが、何故、ボランティアが必要なのか。
(タクシー会社の福祉車両は予約が取れないことが多く、思うように外出できない。)
- ・ボランティア輸送の誕生により、これまで閉じこもっていた人が外出できるようになり、やがて外出に慣れることでタクシーも利用するかもしれない。
- ・タクシーは、運賃を大幅に下げることができないので、ボランティア輸送に太刀打ちできない。
- ・ボランティア輸送の運賃が安すぎて、運営を維持できずにやめられるのが利用者は最も困る。持続可能な運営を考えてほしい。

(県運営協議会)

- [会長(座長)] 学識経験者
- [地方公共団体] 県市長会、町村会の代表
- [運輸支局等] 岡山運輸支局輸送課長
- [移動制約者の代表] 障害者自立支援の団体代表
- [ボランティア団体代表] ○○市福祉運転ボランティアの会会長
- [公共交通機関等] 県タクシー協会代表
- [運転者の代表] タクシー労組代表
- [その他] 県社会福祉協議会事務局長

○主な意見

- ・地区運営協議会で議論できなかったテーマも含め福祉輸送の全般的な議論する場としたい。
- ・有償運送の申請段階では協議会で協議するが、一旦許可を得た後の監督はどのように行うのか。許可を得た団体が、移動制約者ではない人を運ぶ等要件を逸脱した行為がないかどうか、指導体制が必要。仮にこのような違法性を有しているような状態となった場合には、更新を認めない等の強力な指導が必要。
- ・岡山県の移動制約者の考え方は、福祉車両の必要な下肢が不自由な人に絞られているが、外出に困難をきたしている知的障害者・精神障害者・虚弱高齢者・視覚障害者まで拡大が必要。
- ・外出に困難をきたしている人は、必ずしも福祉車両が必要ではない。それぞれの状態に応じてセダンも使用できるようにすべき。
- ・セダン特区は、タクシーとボランティアの境界がなくなる。タクシーに与える影響が大きすぎるので、慎重にすすめるべき。

○その他特記事項

特区制度による福祉有償運送許可事業の際、福祉移送特区において運転業務に従事する者に対し、安全運行に必要な知識・技術を習得させる目的で、道路交通法第108条に基づく岡山県公安委員会の認定する「運転免許取得者教育」制度を実施。特定教育を終了した者は終了証明を添えて認定願を県に提出することにより福祉輸送特区に係る運転者の要件を満たしていることの認定を受けることができることとされた。

〈参 考〉

福祉有償運送運営協議会設置要領（H16.4月以降）

①地区運営協議会設置（開催）要領（抄）

1. 目的

移動制約者の自由な外出を支援するため、管内の移動制約者及び福祉車両の運行に関する情報と課題を把握しながら、道路運送法第80条第1項の特例措置に基づき行われる有償ボランティア輸送について検討する場として、〇〇地区運営協議会を開催する。

2. 会の構成

- (1) 構成員：学識経験者、地方振興局、関係市町村、市町村社会福祉協議会の代表、移動制約者の代表、タクシー事業者の代表、タクシー運転者の代表で構成。ただし、構成員が申請主体である場合、会長は申請主体以外の者の出席を求めることができる。
- (2) 会長：会長は学識経験者を充て、会議の座長を務める。
- (3) 副会長：副会長は〇〇振興局〇〇部長を充て、会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代理する。
- (4) 任期：任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- (5) オブザーバー：運輸支局はオブザーバーとして参加することができる。
- (6) その他：会長は、必要に応じ構成員以外の者に地区協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

○会の開催

- (1) 会は会長が招集する。会は構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- (2) 運営協議会は次の場合に招集する。
 - ①道路運送法第80条第1項に基づく許可申請及び許可の更新申請が行われるとき。
 - ②道路運送法第80条第1項に基づく許可取得後3ヶ月が経過したとき。
 - ③その他必要のあるとき。

4. 会の内容

- (1) 〇〇地方振興局管内における移動制約者の実状及びタクシー事業者を含めた福祉車両の運行状況に照らしながら以下の事項について検討する。
 - ①申請主体に係る有償運送の実施計画に関すること。
 - ②有償運送許可後の運行状況に関すること。
 - ③その他必要と認められること。
- (2) 会長は、運営協議会の検討事項に対して意見の集約を行うものとする。
- (3) 会長は申請主体に対し有償運送が適正に行われることを求めることができるものとする。
- (4) 事務局は申請主体による有償運送実施計画について、議事録要旨を作成し、1部を岡山運輸支局に、1部を岡山県有償運送運営協議会に提出する。

5. 事務局

運営協議会の庶務は、〇〇地方振興局健康福祉部福祉振興課において行う。

② 県運営協議会設置（開催）要領（一抄一）

○ 目的

移動制約者の外出機会の拡大を図るため、岡山県有償運送運営協議会を開催する。

○ 会の構成

- (1) 構成員：学識経験者、運輸支局、県、市町村の代表、社会福祉協議会の代表、移動制約者の代表、ボランティアの代表、タクシー事業者の代表、タクシー運手者の代表。
- (2) 会 長：会長は学識経験者を充て座長を努める。
- (3) 副会長：県の担当課長を充て会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。
- (4) 任 期：任期は〇年とする。

○ 会の内容

- (1) 各地区運営協議会の協議内容の把握
- (2) 福祉有償運送の課題及び推進方策の検討
- (3) その他福祉有償運送に係る意見交換

○ 事務局

庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

【事例5 福祉有償運送】

《熊本県及び関係10市町村》 平成15年5月29日、6月13日、7月2日、
7月25日開催

○概要

熊本県宇城地域の障害者や高齢者等を対象としてより少ないコストで、また、より身近なところで多くの福祉サービスが受けられることを目的とし熊本県及び関係10市町村が共同して構造改革特区制度の下、「福祉コミュニティ特区」を創設、福祉有償運送可能化事業に着手した。なお、同特区においては福祉有償運送の他に「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」も併せて実施。

○運送主体 社会福祉法人 砥用町社会福祉協議会

○車両数 福祉車両2両（軽自動車）

○予想利用者数 登録会員8名

○構成員

〔学識経験者〕 九州東海大学、熊本県立大学

〔地方公共団体〕 (熊本県) 交通政策担当、健康福祉政策担当、介護保健担当、障害福祉政策担当、宇城地域振興局担当、市民経済部、都市部、保険福祉部

(関係市町村) 宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町、砥用町

〔運輸支局等〕 熊本運輸支局輸送課長

※ 関係公共交通機関の代表、運転手の代表、利用者の代表、地域住民の代表等の意見については第2回運営協議会において意見聴取を実施した。

○議事進行内容（第1回～第4回までの主な議題）

(1) 第1回運営協議会

- ① 運営協議会の趣旨説明
- ② 「福祉コミュニティ」特区の概要説明
- ③ 協議内容及び今後のスケジュールについて
- ④ 道路運送法における自家用自動車有償運送許可申請について
- ⑤ 意見交換

(2) 第2回運営協議会

- ① 運営協議会の協議事項について
- ② 関係者からの意見聴取
・ 関係交通機関の代表、運転者の代表、想定される利用者の代表、地域住民の代表

③ その他

(3) 第3回運営協議会

- ① 関係者からの意見等に対する考え方の説明
- ② 福祉コミュニティ特区有償運送の考え方
- ③ その他

(4) 第4回運営協議会

- ① 「福祉コミュニティ特区有償運送運営方針」についての説明
※ 有償運送の範囲、運送主体の範囲、運送の形態（使用車両の条件等）、運送の対象となる移動制約者の範囲、使用車両

の条件、運転者となるために必要となる条件、損害賠償措置のレベル、運送の対価の条件（変更する場合の手続を含む）、運送主体に必要な管理運営体制の条件、実施後における必要な検証等について、運営協議会の規定として制定した。

② まとめ

○主な論点

- ・ ボランティア輸送ができると本当に助かる。料金が高ければ、自分で送迎するしかない。
- ・ 本来のボランティアは無償であるべきで、有償運送を恒常的に行うのであれば、運送事業の許可を取得すべきではないか。
- ・ ボランティア輸送といえども安全確保の観点から二種免許を義務付けるべきではないか。
- ・ 移動制約者に対する外出支援であるのならば、行政からの補填によりタクシー運賃を1/2に下げるという方法もあるのではないか。

〈参 考〉

有償運送運営協議会設置要綱

1. 目 的

熊本県、宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町（以下「特区申請地方公共団体」という）が認定を受けた「福祉コミュニティ特区」における、特定非営利活動法人、社会福祉法人等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理に関し必要な事項を協議するため、「福祉コミュニティ特区有償運送協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 運送の対象に関する事項
- (2) 運転者に関する事項
- (3) 管理運営体制に関する事項
- (4) その他ボランティア輸送における有償運送の実施管理に関する事項

3. 組 織

協議会には、次に掲げる者を持って構成する。

- (1) それぞれの特区申請地方公共団体の長が指名する当該地方公共団体の職員
- (2) 九州運輸局熊本運輸支局長が推薦する職員であって、熊本県知事からの依頼を受けた者
- (3) 公共交通に関し優れた識見を有する者であって、熊本県知事が指名する同県職員をもって充てる。

4. 会 議

協議会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

- 2 協議会は必要と認められるときは、次に掲げる者から意見を聴取し、又は協議会への出席を求めることができる。
 - (1) 想定される有償運送の利用者の代表
 - (2) 関係する地域の住民
 - (3) 関係する地域のボランティア団体の代表
 - (4) バス、タクシー等関係公共交通機関及び運転者の代表
 - (5) その他意見を聴取し、又は出席を求めることが適当と認める者

5. 庶 務

協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康福祉課において処理する。

6. 雑 則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

【事例6 過疎地有償運送】

〈鳥取県倉吉市〉

開催日時：平成16年7月22日
場 所：倉吉市役所議会会議室

- 運送主体 NPO法人 たかしろ
- 車両数 3 両
- 予想利用者数 会員131人（倉吉市高城地区の住民）
- 運送区間 最寄りバス停から会員自宅まで（帰路のみ）
（月・水・金曜日運行）

○構成員

- 〔地方公共団体〕倉吉市助役 **協議会会長**
- 〔運輸支局等〕鳥取運輸支局輸送課長・輸送係長
- 〔学識経験者〕倉吉市交通対策審議会会長
- 〔利用者代表〕利用者代表
- 〔公共交通機関等〕地元タクシー会社2社、地元バス会社2社

○議事進行内容

- ①要旨説明（助役）
- ②現状報告、申請内容説明（事務局）
- ③計画内容、輸送の安全性等について協議
- ④採択

○主な論点

- ・運送区域以外の輸送が懸念されるがチェック体制はどうするのか。
→毎月の運行報告書の提出により事務局がチェックを行う。
- ・車両の表示は分かりやすいものにしてほしい。
- ・運転者が受講を予定している講習内容について、市にチェックをお願いしたい。
- ・冬季の運転には注意をお願いしたい。

【事例7 福祉及び過疎地有償運送（同時開催）】

《長野県上伊那郡中川村》 開催日時：平成16年3月29日
場 所：中川村役場会議室

◎福祉有償運送

- 運送主体 社会福祉法人 中川村社会福祉協議会
- 車両数 福祉車両4両
- 予想利用者数 会員50人
- 運送区間 原則として飯島町から松川町の範囲内

◎過疎地有償運送

- 運送主体 NPO法人 ふるさとづくり・やらまいか
- 車両数 普通車7両
- 予想利用者数 会員300人
- 運送区間 原則として飯島町から松川町の範囲内

○構成員

- 〔地方公共団体〕 中川村村長 協議会会長
中川村役場総務課
- 〔運輸支局等〕 長野運輸支局輸送課長・専門官
- 〔学識経験者〕 生活交通確保支援アドバイザー（長野県委嘱）
（（株）地域総合研究所主任研究員）
- 〔利用者代表〕 中川村老人クラブ連合会 関係者3名
中川村身体障害者福祉協会
中川村商工会
中川小中学校PTA 関係者3名
- 〔住民代表等〕 住民代表3人
- 〔公共交通機関等〕 地元タクシー会社2社、地元バス会社1社

○議事進行内容

- ①要旨説明（村長）
- ②申請内容説明（事務局）
- ③計画内容、輸送の安全性等について協議
- ④採択

○主な論点

- ・運転者に2種免許は無いが、安全運転に関する講習を受講させるとともに、自動車事故対策機構の適性診断による運転適性を確認することにより安全は確保できるものと判断する。
- ・住民にとってありがたい事業と思っている。
- ・運送の条件は厳守されたい。
- ・ハイテク技術や財政負担のない手作りの良いシステムができた。

〈参 考〉

※運営協議会については、中川村の交通計画策定委員会に準拠した形で
行い、協議会設置要綱は今後策定する予定。

中川村交通計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 村の公共交通体系の整備を図るため、交通計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、村の公共交通機関体系のあり方について調査、研究を行い、整備について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、村長が委嘱する委員15名以内で組織する。

2 村長は、委員会に関係行政機関及び関係団体からオブザーバーの派遣を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の任務が終了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

○各県等運営協議会設置状況

平成16年9月30日現在

都道府県	運営協議会設置済み	運営協議会設置予定・検討(相談あり含む)	備考
北海道	【福祉】枝幸郡歌登町(16.7.21) 【過疎】	江別市、枝幸郡中頓別町、雨竜郡秩父別町	
青森県		なし	
岩手県	【福祉】 【過疎】	滝沢村、北上市、江刺市、藤沢町、川崎村、川井村、山形村 滝沢村、北上市、大東町、川崎村、田野畑村、川井村、山形村、大野村、玉山村	
秋田県		上小阿仁村	
宮城県			
山形県			
福島県		本宮町	
茨城県	【過疎】里美村(16.9.6)		
栃木県			
群馬県			
埼玉県			
千葉県			
東京都	【福祉】世田谷(15年度特区)		
神奈川県	【福祉】大和市(15年度特区) 【過疎】	横浜市	
山梨県			
新潟県	【福祉】 【過疎】		
長野県	【福祉】三水村(15年度特区)、小海町(15年度特区)、中川村(16.3.29) 【過疎】中川村(16.3.29)	岡谷市、長野市、茅野市	
富山県			
石川県	【福祉】 【過疎】		
福井県	【福祉】丸岡町(16.7.2) 【過疎】		
静岡県		雄踏町	
愛知県	【福祉】 【過疎】豊根村(16.7.26)	岡崎市、半田市	
岐阜県	【福祉】 【過疎】河合・宮川村(15年度特区)		
三重県	【福祉】飯高町(15年度特区)		
滋賀県			
京都府	【福祉】 【過疎】		
大阪府	【福祉】枚方市(15年度特区)	茨木市(他、北摂地域の数市)	
奈良県			
和歌山県			
兵庫県	【福祉】宍粟郡山崎町(16.9.2)		
岡山県	【福祉】岡山県、岡山地区、倉敷地区、勝英地区、東備地区、真庭地区、津山地区、(平成15年度特区) 【過疎】岡山市足守地区(16.7.14)		
広島県			
鳥取県	【過疎】倉吉市(16.7.22)		
島根県		浜田市、平田市	
山口県			
香川県			
徳島県	【過疎】上勝町(15年度特区)		
愛媛県			
高知県		高知市	
福岡県			
大分県			
宮崎県			
佐賀県			
長崎県	【福祉】 【過疎】		
熊本県	【福祉】菊池市(15年度特区)、玉名市(15年度特区)、県他10市町村(15年度特区)		
鹿児島県			
沖縄県			

○都道府県担当窓口一覧

平成16年9月30日現在

都道府県	部	課・室	連絡先	備考
北海道	【福祉】保健福祉部	地域福祉課	(011) 231-4111 内線25616	
	【過疎】企画振興部	交通企画室交通企画課	(011) 231-4111 内線23763	
青森県	企画政策部	新幹線・交通政策課	地域交通グループ	(017) 734-9152
岩手県	地域振興部	地域企画室	交通担当	(019) 629-5206
秋田県	建設交通部	建設交通政策課		(018) 860-1284
宮城県	企画部	総合交通対策課		(022) 211-2436
山形県	土木部	管理課 交通企画室		(023) 630-3081
福島県	生活環境部	県民環境総務領域	生活交通グループ	(024) 521-7158
茨城県	【福祉】保健福祉部	厚生総務課		(029) 301-3129
	【過疎】企画部	企画課	交通計画グループ	(029) 301-2536
栃木県	【福祉】保健福祉部	高齢対策課		(028) 623-3037
	【過疎】企画部	交通対策課		(028) 623-2184
群馬県	【福祉】保健・福祉・食品局	介護保健課	介護サービスグループ	(027) 226-2584
	【過疎】県土整備局	交通政策課	地域交通グループ	(027) 226-2382
埼玉県	【福祉】健康福祉部	社会福祉課	地域福祉担当	(048) 830-3217・3222
	【過疎】総合政策部	交通政策課		(048) 830-2237
千葉県	総合企画部	交通計画課	総合交通企画室	(043) 223-2063
東京都	【福祉】福祉局生活福祉部	地域福祉推進課		(03) 5320-4045
神奈川県	【福祉】福祉部	地域福祉推進課	地域福祉班	(045) 210-4630
	【過疎】県土整備部	都市計画課	交通企画班	(045) 210-6171
山梨県	【福祉】福祉保健部	長寿社会課	介護サービス振興担当	(055) 223-1455
		障害福祉課	社会参加担当	(055) 223-1461
	【過疎】企画部	リニア交通課	交通企画担当	(055) 223-1665
新潟県	【福祉】福祉保健部	高齢者福祉保健課		(025) 285-5511
長野県	【過疎】総合政策部	交通政策課	地域交通班	(025) 285-5511
	企画局	交通政策課	生活交通係	(026) 235-7015
富山県	厚生部	高齢福祉課		(076) 444-3205
石川県	【福祉】健康福祉部	長寿社会課	高齢者が主のもの	(076) 225-1417
		障害保健福祉課	障害者が主のもの	(076) 225-1426
	【過疎】企画開発部	新幹線・交通政策課		(076) 225-1332
福井県	【福祉】福祉環境部	高齢福祉課	在宅サービスグループ	(0776) 20-0332
	【過疎】県民生活部	総合交通課	地域交通グループ	(0776) 20-0291
静岡県	企画部	政策推進総室	交通政策室	(054) 221-3194
愛知県	【福祉】健康福祉部	障害福祉課	在宅保健グループ	(052) 961-2111 (3213)
	【過疎】企画振興部	地域振興課	山村・過疎・離島グループ	(052) 961-2111 (2326)
岐阜県	【福祉】健康環境部	福祉政策課		(058) 272-1111 (2589)
	【過疎】地域振興部	総合交通室	バスグループ	(058) 272-1111 (2733)
三重県	地域振興部	交通室		(059) 224-2805
滋賀県	【福祉】健康福祉部	レイカディア推進課		(077) 528-3597
	【過疎】土木交通部	交通政策課		(077) 528-3681
京都府	【過疎】企画環境部	交通対策課	企画主任	(075) 414-4360
	【福祉】			
大阪府				調整中
奈良県	福祉部	福祉政策課	総務調整グループ	(0742) 22-1101 (内)2812
和歌山県	福祉部計画局	総合交通政策課	鉄道・調整班	(073) 441-2343
兵庫県				調整中
岡山県	【福祉】保健福祉部	障害福祉課	主査	(086) 226-7343
	【過疎】生活環境部	交通対策課	主査	(086) 226-7291
広島県	【福祉】福祉保健部	福祉総室 身体障害者福祉室		(082) 513-3156
		長寿社会総室 介護保険指導室		(082) 513-3208
鳥取県	【過疎】地域振興部	交通対策室	生活交通グループ	(082) 513-2581
	【過疎】企画部	交通政策課		(0875) 26-7099
島根県	地域振興部	交通対策課	地域交通スタッフ	(0852) 22-6508
山口県				調整中
香川県	政策部	交通政策課		(087) 832-3132
徳島県	【過疎】県土整備部	交通政策課	計画調整・陸上交通担当	(088) 621-2128
	【福祉】保健福祉部		政策調整担当	(088) 621-2179
愛媛県				調整中
高知県	企画振興部	地域づくり支援課		(087) 832-3132
	企画振興部	交通政策課		(088) 823-9340
	健康福祉部	高齢者福祉課		(088) 823-9632
	健康福祉部	障害福祉課		(088) 823-9634
福岡県	企画振興部	交通振興課		(092) 643-3166
大分県	企画振興部	総合交通対策局		(097) 536-1111
宮崎県		総合交通課	陸上交通班 主任主事	(0985) 26-7038
佐賀県		長寿社会課		(0952) 25-7374
長崎県	【福祉】福祉保健部	長寿介護政策課・障害福祉課		
	【過疎】地域振興部	交通政策課		(095) 822-2374
熊本県	【福祉】健康福祉部	福祉のまちづくり課		(096) 383-1111 (7031)
	【過疎】地域振興部	交通対策総室	都市圏・地域交通班	(096) 383-1111 (3555)
鹿児島県				調整中
沖縄県	福祉保健部	長寿社会対策室	介護企画班	(098) 866-2214
	企画開発部	交通政策室	地域交通班	(098) 866-2045

地方運輸局・運輸支局等担当窓口

※ 申請手続き、各種問い合わせに関しては運輸支局・事務所にお願いします。

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
北海道運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(011) 290-2742
	札幌運輸支局 輸送課	(011) 731-7167
	函館運輸支局 輸送課	(0138) 49-5700
	旭川運輸支局 輸送課	(0166) 51-5272
	室蘭運輸支局 輸送課	(0143) 44-4026
	釧路運輸支局 輸送課	(0154) 51-2521
	帯広運輸支局 企画輸送課	(0155) 33-3281
	北見運輸支局 企画輸送課	(0157) 24-7631

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
近畿運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(06) 6949-6446
	滋賀運輸支局 企画輸送課	(077) 585-7253
	京都運輸支局 輸送課	(075) 681-9765
	大阪運輸支局 輸送課	(072) 822-6733
	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送課	(078) 453-1104
	奈良運輸支局 企画輸送課	(0742) 61-7823
	和歌山運輸支局 輸送課	(073) 422-2138

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
中国運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(082) 228-3436
	鳥取運輸支局 輸送課	(0857) 22-4110
	島根運輸支局 輸送課	(0852) 37-1311
	岡山運輸支局 輸送課	(086) 273-2113
	広島運輸支局 輸送課	(082) 233-9167
	山口運輸支局 輸送課	(083) 922-5336

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
四国運輸局	自動車交通部 旅客課	(087) 835-6364
	徳島運輸支局 輸送課	(088) 641-4811
	香川運輸支局 企画輸送課	(087) 882-1357
	愛媛運輸支局 輸送課	(089) 956-1563
	高知運輸支局 輸送課	(088) 866-7311

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
九州運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(092) 472-2527
	福岡運輸支局 輸送課	(092) 673-1191
	佐賀運輸支局 企画輸送課	(0952) 30-7271
	長崎運輸支局 輸送課	(095) 839-4747
	熊本運輸支局 輸送課	(096) 369-3155
	大分運輸支局 輸送課	(097) 558-2107
	宮崎運輸支局 輸送課	(0985) 51-3952
	鹿児島運輸支局 輸送課	(099) 261-9192

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
沖縄総合事務局	運輸部 陸上交通課	(098) 866-0061
	沖縄陸運事務所 輸送課	(098) 877-5140

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
東北運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(022) 791-7530
	青森運輸支局 輸送課	(017) 739-1502
	岩手運輸支局 輸送課	(019) 638-2155
	宮城運輸支局 輸送課	(022) 235-2515
	秋田運輸支局 企画輸送課	(018) 863-5813
	山形運輸支局 企画輸送課	(023) 686-4712
	福島運輸支局 輸送課	(024) 546-0343

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
関東運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(045) 211-7246
	茨城運輸支局 輸送課	(029) 247-5244
	栃木運輸支局 企画輸送課	(028) 658-7011
	群馬運輸支局 企画輸送課	(027) 263-4440
	埼玉運輸支局 輸送課	(048) 624-1032
	千葉運輸支局 輸送課	(043) 242-7335
	東京運輸支局 輸送課	(03) 3458-9233
	神奈川運輸支局 輸送課	(045) 939-6801
	山梨運輸支局 企画輸送課	(055) 261-0880

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
北陸信越運輸局	自動車交通部 旅客課	(025) 244-7579
	新潟運輸支局 輸送課	(025) 285-3124
	富山運輸支局 輸送課	(076) 423-6618
	石川運輸支局 輸送課	(076) 291-7853
	長野運輸支局 輸送課	(026) 243-4603

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
中部運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(052) 952-8036
	福井運輸支局 輸送課	(0776) 34-1600
	岐阜運輸支局 輸送課	(058) 279-3714
	静岡運輸支局 輸送課	(054) 261-2898
	愛知運輸支局 輸送課	(052) 351-5312
	三重運輸支局 輸送課	(059) 234-8411